

# 宮座の社会人類学的調査Ⅲ

高橋 統 一

## 目 次

はじめに.....	一
一、甲賀郡信楽町朝宮の宮座.....	二
1 宮座の組織と構造.....	三
2 宮座の儀礼(秋祭).....	六
二、補遺その一.....	九
甲賀郡信楽町多羅尾の宮座儀礼.....	九
——九日まつり——	
三、補遺その二.....	五
滋賀郡志賀町北小松の宮座係争事件.....	五
1 第一審における諸問題.....	六
2 控訴審における諸問題.....	三

## はじめに

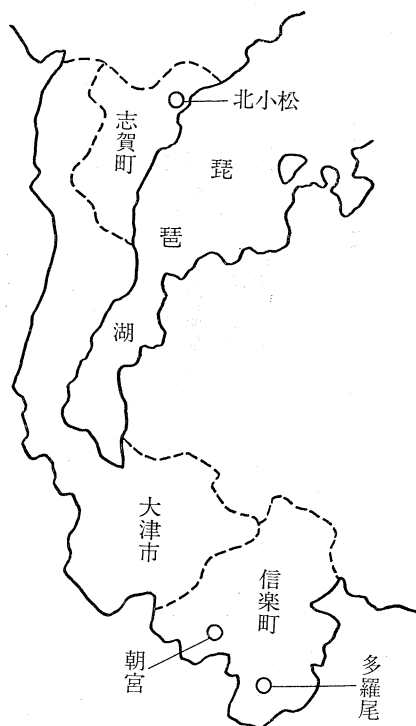
本稿は、先に東洋大学アジア・アフリカ文化研究所「研究年報」の一九

宮座の社会人類学的調査Ⅲ

七〇年及び一九七一年度において発表した拙稿「宮座の社会人類学的調査Ⅰ」同じく「Ⅱ」の後をうけ、前二稿で至らざる部分を補うものとして、本年度(一九七二)に調査研究した結果をまとめたものである。私の宮座の調査研究は、前二稿のまゝに、同じく一九六九年「研究年報」所収の「滋賀県の宮座の現況——社会人類学的予備調査」及び、「宮座制覚書」(「民族学からみた日本」河出書房新社刊、一九七〇、所収)があり、この前者は上掲の前二稿や本稿に先立つ予備調査の報告で、後者はこれら全部にかかわる理論的枠組を論述したものである。

本稿を以って、数ヶ年にわたる宮座の調査研究はひとまず終了したわけであるが、全体を総括してまとめる作業がまだ残っており、それはいずれ近く行方予定である。なお、本稿で取扱った三調査地の位置は二頁の地図を参照していただきたい。

本年度の調査研究に際しては、文部省科学研究費および東洋大学アジア・アフリカ文化研究所の研究費の交付を受けた。ここに深甚な謝意を表したいと思う。



また、それぞれの調査地では、少なからぬ方々の御親切なお力添えをいただいた。いちいち御名前をあげなくて失礼であるが、心から御礼を申し上げる次第である。

### 一、甲賀郡信楽町朝宮の宮座

旧朝宮村は行政的に上朝宮、下朝宮及び宮尻の三大字からなっていたが、いずれも信楽町の市街地（長野）から西方、信楽川に沿った部落で、長野から川下（琵琶湖方面）へ向って上朝宮まで約八軒、そこから下朝宮まで二軒、更に宮尻まで二・五軒である。一昨年（一九七〇）のこの年報の拙稿（前々稿）で報告した多羅尾は長野から南へ約八軒だが、多羅尾と朝宮を直接つなぐ道はない。そして多羅尾は、御斎峠を経て伊賀へ通ずる

要路として徳川期に代官所があったことで知られているが、朝宮は裏白峠から京都の宇治や山城・奈良方面に通ずる道筋にあって、早くから都の文化の影響を受けたものと思われる。現在も長野釜の国鉄バスは、朝宮経由で奈良まで通じている。信楽（長野）の焼物はすでに全国的に著名だが、朝宮は茶の産地で遠く弘仁年間（九世紀初頭）に茶が作られたとされ、いまもいわゆる宇治茶の一部と見なしうるほどの主な生業である。三部落のうち宮尻はいささか趣を異にするようで、宮尻の大宮神社にはそこだけの宮座があるが、上と下の両朝宮にはそれぞれ三所神社と八坂神社が、朝宮も、宮座としては一つで、八坂神社は三所神社の御旅所といった格好になっている。（写真A1参照）大正十五年（一九二六）の甲賀郡志には、

両朝宮の分離は元和年間（一六一五〜二三）との伝承が述べられているが、定かな出典はなく、こうしたこと詮索は余り意味がない。いずれにしろ両朝宮の関係は密接で、両部落間の通婚なども、ある程度あるようだ。通婚圏については何も調べてないが、上・下朝宮から宮尻へ嫁へゆくのはかまわないが（しかし割に少ないという）、宮尻から嫁をとるのは、何か不幸がおこるのでよくない、などと言うように、やはり宮尻とは古くから関係が薄いとみてよいのだろう。なお宮尻は、中世に朝宮から分れた野尻と桶井が後に合併し、明治に至って宮尻と称するようになったのだと、先の郡志に記されている。

ところで朝宮の宮座は多羅尾と同様に、特定の家筋のものだけが構成するいわゆる株座——これに対し、部落全戸で座を組織するのが村座——であるが、多羅尾が左と右の二座からなるのに対し、座小屋の配置形式上は左右対面ではあっても、内容は七座で、その組織形態はかなり複雑であ

る。座小屋の配置や景観については、三年前の滋賀県下一帯の広域的予備調査の折に興味をひかれ、その極く大要だけを写真資料として紹介したが（一九六九年のこの年報拙稿を参照）、組織形態や詳しい内部構造に関しては未調査であった。本年（一九七二）やっとこれがある程度明らかにすることができたので、今回ここに報告するわけである。以下に見る如く、同じ株座と云っても、多羅尾などとは多分に趣を異にし、同じ湖南山間部で近隣の村落でありながら、こうも様相が違うのは何に因るのか、やはりそれぞれ土地柄、環境や文化的背景・条件がいろいろに作用したものと考えられる。とにかく朝宮の宮座を考察してみよう。

## 1 宮座の組織と構造

上朝宮の三所神社（三照大明神とも言う）及び下朝宮の八坂神社（牛王大明神）は祭祀上は一つで、宮座組織も祭儀も同一である。宮座は大座（ダイザ）・今座（イマザ）・幣ノ座（ヘノザ、もとは平ノ座とも書く）・親座（シンザもとは新座とも書く）・姫座（ヒメザ）・孫座（マゴザ）・出ケ座（デガザ、もとは出来座とも書く）の七座で組織され、各座への家の所属は特定の家筋に従ってきまっている。正式座員は一戸を代表するもの（家長Ⅱ戸主または長男）一名で都合で一時、座を休むことはあるが、座員数（戸数）も座によって概ね一定である。一般に座員たる資格（メンバーシップ）は長男（跡取り）が廿五才位になると父から継受されるが、この場合、長男は必ずしも結婚していなくてもよい。戦前は兵隊へ行って（入営）、帰って暫くすれば、これ位の年齢になり妻帯するから、それに見合っただけで家督も譲り、座員資格も継受するという具合になっていたようだ――

但し、孫座だけはやや例外で、父が六十一歳（満六十歳）になると引退して長男に引継ぐ。これは後述のように、孫座の座員（戸）数が他に較べて多いことと関連がある。このように、はっきり定年制を設けているのは孫座のみだから、他の諸座には若干の高令者もいることはいるが、先の一般規制があるので、六十歳以上のものは割に少い。従って結果的には、定年制をしかなくても、座員の年令構成が高令者に偏ることはないと思われよう。このことは、多羅尾において宮座の実体が究極的に長座（オトナ）、すなわち最年長者を頂点とする長老組織そのものであることと著しく対照的である。だから多羅尾では、年令序列が極めて厳しいが、ここでは一応の年令序列はあっても左程やかましくなく、オトナ（長老衆への呼称）という言葉もない。各座の高令者たちは単にヨコザ（横座）と呼ばれ、座小屋では上席に着座して、あれこれ指示したり世話をやいたりする程度で、特に儀礼的地位が高かったり、權威があったりするわけではない。なお、座小屋での席順は概ね年長順であるが、これとてそう厳しいものではない。

いま述べたように、朝宮の宮座は年令階梯としては甚だ大まかで緩やかであるが、株座としての組織形態でみると、特定の家筋Ⅱ株のもつ意味はかなり重く、むしろ、ここにこの宮座の大きな特色があると言えそうだ。このことを説明するために、まず七つの各座の現在の座員名一覧表（上・下朝宮の別及び参考までに各人の年齢を付す、四～五頁）と株別の各座への所属如何をみた別表（六頁）を示してみよう。

今座 11戸 (上朝宮7・下朝宮4)

植西重光	上朝宮	57歳
植西克衛	〃	37
植西博	〃	39
植西藤吉	〃	52
植西勘一	〃	48
植西政義	〃	76
植西寅太郎	〃	57
小倉熊雄	下朝宮	58
小倉新藏	〃	57
小倉誠一	〃	60
小倉信二	〃	48
大座 10戸 (上朝宮6・下朝宮4)		
曾和安久	上朝宮	30歳
曾和治夫	〃	60
曾和太三夫	〃	48
曾和文也	〃	27
曾和修	〃	46
北田与三郎	〃	61
村井功	下朝宮	45
村井弘宗	〃	58
奥西伊久夫	〃	40
大西庄八	〃	46

幣ノ座 5戸 (現在は上朝宮のみ)\*

植田治一	上朝宮	52歳
植田圭介	〃	44
上田忠三	〃	53
杉本正一良	〃	45
北五夫	〃	38
*座休中のものとして		
平木一郎	上朝宮	
平尾省太郎	下朝宮	
酒井作比良	〃	
酒井秋太郎	〃	
親座 8戸 (下朝宮のみ)		
服部彦一		47歳
服部勇		39
服部義雄		30
服部秀一		40
服部薫		35
服部清		43
服部定雄		32
服部邦平		43
姫座 4戸 (下朝宮のみ)		
服部武由		44歳
服部忠夫		45
酒井清治		43歳
樋口光男		53

孫座 23戸（上朝宮のみ）

洞 竹可	35歳	辻本正明	40歳
洞 光一	48	辻本三明	39
洞 正己	27	辻本昇平	49
洞 三武	58	辻本吉治	51
洞小太郎	58	辻本清治	38
洞 武和	40	北田芳夫	40
洞 竹男	52	北田仁一	57
洞 清和	45	北田長三郎	23
杉本周二	22	北田重樹	35
杉本 清	35	北田喜久治	46
杉本末男	26	井田益雄	44
杉本良治	53		
出ヶ座 15戸（上朝宮のみ）			
洞 喜代嗣	76歳	山本庄太郎	73歳
洞 三枝雄	51	山田甚太郎	78
洞 菊治	49	山田 茂	26
洞 浅雄	60	山田寅雄	70
山本とさ	66	植田安正	51
山本順生	39	宿谷啓治	36
山本英一	49		
山本幸一	60		
山本善夫	61		

さて、朝宮の戸数は、上朝宮一二八戸、下朝宮五二戸の計一八〇戸だが小  
 学校やその職員住宅・警官駐在所・郵便局・保育所・診療所など官公衛を  
 除くと、それぞれ一二三戸、四七戸の計一七〇戸である。このうち宮座に  
 入っていない座外の家が上朝宮で六六戸、下朝宮で二四戸の計九〇戸であ  
 る。従って両朝宮とも過半数が座外である。但し、これらは全部が全部、  
 座と全く無関係かと言うと、必ずしもそうとは云えない。十分に調査でき  
 た幣ノ座の場合、座休みが上朝宮に一戸、下朝宮に三戸あって、これは別  
 表でも示してあるが、もっと詳しく調べれば、その他の諸座（殊に現在、  
 座員数がかなり少くなっている姫座や親座など）にもかかる座休みが若干  
 数あることが窺われるからである。祖父の代に都合で座休みになったき  
 り、そのままになり、いまでは座への帰属意識も薄らいだり、復帰しにく  
 くなったりしている例などがあるようだ。孫座などでは、先述した如く、  
 座員（戸）数が多くて、これ以上多くては座小屋にも座れないので、復帰  
 を遠慮してもらっている、というような声も聞かれる。いずれにしろ、座  
 外の中には、本来、座筋にありながら、何らかの理由で——おそらく後述  
 のように、当家の重い経済的負担などのために——永い間、座休みのまま  
 になっているものが若干数あることは確かである。こうしたものは、別表  
 で各株の座外とされているものに含まれていると考えられる（その他の姓  
 の中には恐らくほとんどないと思われる）。

とにかく、仮にこれらを勘定に入れたとしても、両朝宮の何れもが、そ  
 の約半数が宮座に加っていないのだから、この朝宮では、名実ともに「株  
 座」であると言ってよからう。

上朝宮 128 戸

	所首の座	座外	計
株 曾和 5	大座	1	6
北田 1	大座	6	4
北田 5	孫座		
植西 7	今座	3	10
植田 2	幣座	3	4
植田 1	出座		
上田 1	幣座	0	1
杉本 1	幣座	5	5
杉本 4	孫座		
北 1	幣座	1	2
洞 8	孫座	12	8
洞 4	出座		
辻本 5	孫座	9	14
井田 1	孫座	1	2
山本 6	出座	2	8
山田 3	出座	0	3
宿谷 1	出座	0	1
平木 1	幣座(座休)	0	1
計	56(57)	38	66
	* (その他の姓)	28	
		官公衛	5

\* 望月 3, 大槻, 奥山, 藤田, 水口, 山神が各 2, 青木, 天川, 大谷, 小川, 奥田, 北崎, 黒田, 小山, 酒井, 佐々木, 服部, 樋口, 宮部, 山上, 安田が各 1

下朝宮 52 戸

	所属の座	座外	計
株 大西 1	大座	4	5
村井 2	大座	2	4
奥西 1	大座	0	1
小倉 4	今座	0	4
服部 8	親座	10	6
服部 2	姫座		
酒井 1	姫座	0	1
樋口 1	姫座	1	2
酒井 2	幣座	(座休)	0
平尾 1	幣座		
計	20(23)	13	24
	* (その他の姓)	11	
		官公衛	5

\* 辻本 2, 稲葉, 奥田, 北, 小山, 西山, 比沢, 前田, 森上, 山村が各 1

かくて現在、七座の座員一覽表及び別表でみる如く、上朝宮五六名(戸)、下朝宮二〇名(戸)、計七六名(戸)が宮座の組織メンバーとなっている。ところで各座の内部構成を検討してみると、いずれも特定の株(家筋)によって成立しているが、その成立の仕方にそれぞれ特徴があって、そ

れが歴史的にも機能的にも、全体としての宮座の組織構造と大いに関連がありそうだ。もちろん今となっては、七座成立の歴史的由来や各座の祭儀上の役割機能とか位置づけ(ステイタス)は判らぬことが多い。しかし、若干の文書・記録資料や口承及び現状の考察から、ある程度の推測は可能

である。そこで各座について一先づこうした吟味をしてみよう。

その前に座小屋の配置及び建築様式について触れておくと、座小屋は本殿からみて左側に手前から今座・大座・幣ノ座の三つが順に並び、これらはそれぞれ別棟（一戸建）である。これらに相對し拜殿（舞台）をはさんで右側に手前から孫座・親座・姫座・出ヶ座の四つが順に並び、これらは外見上、細長い一棟になっている。各小屋の大きさ、出入口の様式もそれぞれ少しずつ異なる。（八頁の座小屋配置図参照、詳しくは後述）これらの配置や様式の違いが何に由来し、何を意味するかは、もはや判然としないが、以下にみるように、他の諸事実と合せて考察すれば、何程かの推測もできそうである。

#### 今座

この座は上朝宮の植西株7戸と下朝宮の小倉株4戸の計11戸からなっている。植西株も小倉株も他の座には全く入っていないから、甚だすっきりしており、この座の成立も単純である。ただ小倉株は座外がなく4戸がすべて今座の座員だが、植西株には座外が3戸あって、これらは同じ植西でも一応、別株になっている。この中の植西卯一郎家が実は植西株の総本家だという口承もあり、もしそうだとすれば、何かの事情で座休みか座外れとなり、座株（座員たる資格や権利）を失ったものと思われる。植西株も小倉株も株内での本分家意識や関係は極めて希薄だが、冠婚葬祭や日常のまとまりは割につよく、この点は一般に他の座の諸株についても言えるようだ。例えば葬式の旗持ち（葬列で旗をもつ重要な役）とか手伝や賄いなども株内でやってくれ、「株酒」と称して、その酒代は全部、株内ですべて負担するという。現在でもむかし（戦前）通りにやっているのは、

後述の孫座の辻本株ぐらゐのようだが、戦時中、隣組単位でやっていたのが、戦後また最近、元にもどる傾向が一般にみられるという。

いずれにしろ、今座は両朝宮から各一株ずつが出て成立している。なお、上朝宮の植西株と下朝宮の小倉株が何故結びついたか、その関係は何も判らないが、あるいは今座という座名がその間の何等かの事情にかかわりあいがあるのかも知れない。この座の座小屋が別棟（一戸）建の左側で、しかもその一番手前にあるのは、今座の格式が比較的高く祭儀での役割もそれ相当に重かったのではなからうかと思われる。しかしこうした点は、他の諸座に較べると、その性格が捉えにくいこともあって軽卒に推測できない。七座の間の格式序列の違いは、明治四年（一八七二）の「産神御祭列式明細帳」——現存する最も古いもの——に記されている天保十三年（一八四三）以後の祭儀列式の細目をみても、明確に推断できるものは極く少く、私が實際観察できた現行の秋祭（後述）でも、この点の判断に役立つようなものは余りみられなかったから、今座はもとより、他の諸座についても、みだりに相互の間のステータスの上下を云々するのは慎むべきだろう。尤も祭儀の内容や本質に関する私の知識が足りないことも一つの要因ではあるが、これらの点は後で総合的に考察してみたい。

#### 大座

この座は上朝宮の曾和株5戸と北田株1戸及び下朝宮の大西株1戸・村井株2戸・奥西株1戸からなっており、上朝宮が6戸、下朝宮が4戸の計10戸である。座名や座小屋の配置・大きさ及び文献記録や祭儀の様子からみて、明らかに宮座の中心であって、格式は最高であり、無足人の座であると伝えられている。昭和三五年（一九六〇）の「信楽町史」には文政六

年(一八二三)の「大座無足人由緒書」に依るとして、次の記述がある。

「近衛家基が永仁元年(一二九三年)二月十六日信楽に引移った際に御供をして罷越し御奉公申上げた三十人の人々の子孫で、その先祖にあたる者は共は、十人宛、柞原郷三ヶ村へ配当せられ、土地の開発にあたり、多大の功績を示したので柞原郷侍官百姓と名づけられ、永代無足人と御意を承った。」(町史、一三八〜九頁、なお柞原郷とは長野から朝宮あたり一帯のこと)

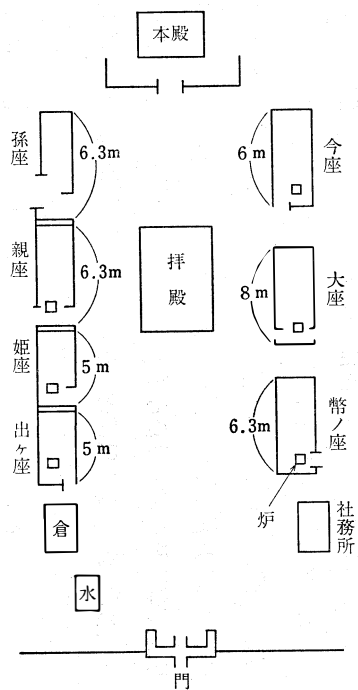
私はこの由緒書を実見していないが、要するに、無足人つまり地待とか郷士に当る士分格の農民の子孫がこの大座の家筋に諸株である、と見做してよいようだ。このことを一面で裏書きする文書が元禄十三年(二七〇〇)・延享元年(二七四四)・天保四年(一八三三)・弘化二年(一八四五)

に、それぞれ時の神道神祇管領長卜部家から、大座に属する然るべき者に下された、三所大明神(上朝宮)並びに牛王大明神(下朝宮)の神職裁許状である。その該当者が現在の諸株の先祖であることは、ほぼ間違いない。(守真A2〜5参照)元禄期の喜田氏は現存しないが、これは次の延享期で北田氏に改姓したかに受とれる。そしてこの北田氏が現在の北田株・北田与三郎家なのだろう。北田株は大座にはこの家だけで、他に孫座に5戸及び座外に4戸あるが、現在これらと与三郎家とのつながりは特にない。従って、与三郎家はこれらとは別格のもの、あるいは、これらの代表格ないし総本家だったのかもしれない。天保期の曾和氏は現在の曾和株・曾和治夫家のような。治夫氏の祖父治兵衛が明治大正期に永く神職を務めたというから、一応そうみてもよからう。しかし曾和株5戸の間での本分家関係は定かでない、その意識もあまりない。曾和株は座外が1戸しかなく、他の諸座とは無関係だから、ほとんど全部がこの座にままとって

いると言える。弘化期の大西氏は現在の大西株・大西庄八家で、この人は明治初年まで神職を務めたようだ。大西株は座外4戸があって他の諸座とは無関係だから、庄八家はやはりこの株での代表格ないし総本家だったとみてよいかもしれぬ。村井株2戸(座外2戸)・奥西株1戸(座外なし)には、神職裁許状はないが、それ相当の古く格式高い家筋だとしてよからう。

かくて、大座は士分格の諸株によって成立っている七座中の最高のステイタスで、宮座の中心であると考えられる。座小屋の位置も正にそうであり、その構えも規模もしっかりし(柱組など)、鷹揚である。(配置図及び写真A6参照)

なお、ついだが、長野の新宮神社にも座小屋が現存し、ここにも大座というのがある。ここの宮座組織はもう崩れてしまったが、かつては大座・中座・小座の三座があつて、座小屋は何れも残っている。そしてやは





り、大座がすっかりした規模で大きい。(写真A7参照) この大座の成立由来も、前掲の「由緒書」によれば、朝宮の大座と同じで、さらに小座ができたのは、後に開発がすすんで家数が六十余軒にもなったので、新田開発にたずさわった日傭人百姓たちのために、小座講中を定めてやったのが起りである、という。(前掲「信楽町史」一三九頁)。

ところで、大座の座員(戸)数は先述のように現在10戸であるが、天保十三年(一八四二)以降、現在までの各時期の記録をたどってみると、戸数や各株の消長が窺われて興味深い。天保から明治初期までの約四十年間は十五、六戸でずっと一定しているが、明治十七年(一八八四)になると十九戸に増え、それが明治二十年代になると十一、二戸とぐっと減っている。一時増えたのは分家創出(特に曾和株)によるのだろうか、逆に減ったのは、戸数増による当家の経済的負担が重くなったことが一因ではなからうか。明治十九年(一八八六)に掛銭(積立金)が倍額になっているのは、物価高にもよろうが、このことを一面で裏書きしていよう。この掛銭は座小屋の屋根替(二、三十年毎)や修繕費の基金となり、その他、随時、座中の費用にあて、当家の負担軽減にも役立てるため、明治以前から行われている制度である。そして減った分は、やはり一時増えた曾和株のものである(主に新分家とみられる数戸)。曾和株以外では、この増減に関与しているのは、特になさそうだ。明治三、四十年代も戸数は変りないが、ただ明治四十二年(一九〇九)に掛銭に三等級を定め、一等が年額三円で三名(いずれも曾和株)、二等二円が四名、三等一円が六名で、当家はその年だけ一等扱いとされている。このことは、各戸の経済状態に応じて経費を負担するわけだから、いわば形式的な悪平等を避ける意味では公平な

処置で、年番当家制にみられる宮座の座中での平等主義にもそった改革だと言えよう。しかし、この等級制はそう永く続かず、大正中期にはもう行われていない。昭和に入ってからには、戸数の増減も大してなく(十二、三戸になったり八、九戸に減ることはあったが)現在に至っている。なお現在、掛金は一戸二百円である。(以上は写真A8〜23参照)

最後に大座に関して付言しておきたいことを一、二あげると、一つは大座では上朝宮の諸株と下朝宮のそれとは、下朝宮の方が幾分格が高いとも言われ、座小屋でも上席に着座するのが慣わしであるとされていることだ——座小屋の正面を向く、つまり裏壁を背にして境内中央の舞台(拜殿)を座ったまま見れる位置。

しかし、後述の私が観察した今年の秋祭の直会では、どうもそうはつきりしたようではなかった。だが、これがかつては確実に守られていたとすれば、かなり重要なことで、それなりの根拠もあつたことだろうと思われる。一つには、この地の地頭、山口藤五郎が幕末から明治初年まで下朝宮の陣屋に住んで、両朝宮の産土神である三所大明神及び牛王大明神をも管轄していたことも、これと関連がありそうである。

いずれにしろ、このことは、他の諸座のスティタスとも関わるので、後に再び触れてみたい。なお、舞台では祭儀が行われ、その間、各座小屋では儀礼を拝見しながら、直会(饗宴)をするわけで、古くは舞台で能なども演じられたことであろう。従って、座小屋は、いわば祭儀や演能などを見物する一種の棧敷であると解してよからう。私は今年の秋祭で正にそうした光景に接し、その雰囲気をもつて実感した思いであった(後述)。もう一つは、この座の(特に高いスティタスのために)座中の諸株どう

しの結びつきが（他の諸座に較べ）強いのではないかとみられることである。例えば、上朝宮の曾和株の曾和治夫家では先々代と先代が二代つづけて下朝宮の大西株と縁組みし、深い姻戚関係にある——一種の同格婚（*isogamy*）か。かかる関係が他にもどの程度あるか、他の諸座ではどうかなど、未調査なので何とも言えないが、座中のまとまりが通婚によって強化されることは十分に考えられることなので、一応、付言しておく。これと同様なことは、昨年（一九七一）のこの年報で報告した湖西の今津町・深清水の宮座における諸株の成り立ちでも、みられたから、ここでも意にとめておきたい。<sup>2</sup>なお、大座の帳箱には相当数の古文書・記録があるが、最も古いのが先掲の元禄十三年（一七〇〇）の神職裁許状で、他に延宝五年（一六七七）という年号が刻まれた木製の刻印があり、現在も使用されている。（写真 A 24 参照）

## 幣ノ座

この座は現在、上朝宮の植田株 2 戸・上田株 1 戸・杉本株 1 戸・北株 1 戸の計 5 戸で、極めて戸数が少く、しかも上朝宮のみである。しかし座休みが、上朝宮の平木株 1 戸と下朝宮の酒井株 2 戸・平尾株 1 戸の計 4 戸あって、これらを含めると上下両朝宮がまざった 9 戸となる。植田株は他に 出ヶ座に 1 戸と座外 4 戸があるが、出ヶ座は後述するように、かなりおそくできた座とみられるから、やはりこの座の 2 戸が古い家柄とみてよからう。上田株は他座にも座外もない 1 戸きりだから、株に価せず、姓のオンからみて、本来は植田株に属するとみてよいのかも知れない。杉本株は他に孫座の 4 戸と座外 5 戸があるが、孫座は出ヶ座よりは古いが比較のおそくできた座ともみられるので（後述）、やはりこの座の 1 戸が古い家柄と

みてよいようだ。北株は他に座外 1 戸で株としては最小である（他に下朝宮に北姓が 1 戸ある）。座休は下朝宮の酒井株 2 戸（他に座外が上朝宮に 1 戸）・平尾 1 戸、上朝宮の平木 1 戸と、いずれも株とは言い難い。

座休が多いのは何のためか、よく判らないが、いずれにしる、この座は小さな株のあつまりで、しかも（現在は）全体としても小さい。このことは幣ノ座が、座名に窺われるように、祭儀で御幣を奉持する役柄にあることと何か関連がありそうに思える。それがこの座の成立の由来とどのように関わるのか、もとより不明で、何とも推測できかねるが、他の諸座の場合とも関連づけしておしはかるとすれば、特定の幾つかの小さな諸株（家筋）が、そうした榮譽を与えられたたうに、一応、解釈できる。なお、座小屋はこの座は入口が裏手である——左側の三座は今座が横、大座が表と裏の両方にある（配置図参照）。そして正面の敷居と鴨居には引戸を立てる溝が引かれてあり、鴨居の上の欄間も木組みが余分に入れてあって、丁寧につくられてある。このような作りは他の座小屋にはなく、やはり、この座の特殊な役柄を反映しているものと察せられる。（写真 A 25 参照）

以上、今座・大座・幣ノ座の左側三座は、いずれも上と下の両朝宮の諸株がまざっているが、これから述べる右側四座は舞台に近い中程の親座・姫座が下朝宮のみ、両端の孫座と出ヶ座が上朝宮だけの諸株からできている。そして座小屋は左側がそれぞれ別棟づくり、右側は各座が構造的には別個であるものの、屋根はつながっていて、外見的には長い一棟になっている。これは右側が四座で敷地に余裕がないからだろうが、左側に較べると何か手ぎまな感じがする。作りは中程の親座と姫座が同様で、出入口は親座が表と裏に、姫座が表だけ、そして孫座と出ヶ座は前者が表と裏に、

後者が横口である。

座小屋の大きさ・規模に変差があることは図にある通りだが、必ずしも座員戸(数)に見合っていないことは、これまでの記述でも判るかと思う。これは以下の右側諸座の場合でも、同様である。(配置図参照)これらのことが何を意味するかは、以下の叙述で随時、考察してゆきたい。

### 親座

この座は下朝宮の服部株8戸だけで極めて単一な株構成だが、同じ下朝宮の服部株は次の姫座にもあって、両者は別株になっている。数的には後者が2戸で少いが、他に座外の服部姓が6戸あるうちの何戸かは、本来、姫座に属するのに、都合で、永らく座休みになったままのようだ。この点、立入った調査ができていなく確認していないが、聴取した諸般の事情から察するに、そうみてよいと思われる。親座の服部株のうちでは、彦一家と邦平家が両本家で、他の6戸はそれぞれの分家のようなものである。両本家の何れが、より古い家柄かは、はっきりしない。いずれにしろ、本分家意識は希薄で、日常でも上下的な関係はない。なお服部には、いわゆる源氏服部と伊賀服部とがあって、この下朝宮の服部は前者の系統だと言う。上朝宮には、座外に服部1戸があるが、下朝宮からの分れのようだ。

要するに、この親座は服部株一つで、よくまとまっています、しかもこの株は下朝宮だけだから、この座が成立のそもそもから今日に至るまで、その純粹さを保持していると言つてよからう。そして座名や座小屋の位置・規模からみて、右側四座のうちでは最高のステイタスにあり、相対的には左側の大座に比してよい位置づけをもつとしてよいのではなからうか。

### 姫座

宮座の社会人類学的調査 III

この座も下朝宮のみで、服部株2戸と酒井株1戸・樋口株1戸からなっている。服部株2戸は上述したように、親座の服部株とは別株で異なる家筋とされている。この2戸の間の本分家関係は、はっきりせず、そうした意識もないようだ。酒井は1戸きりで、他に座休として本来は幣ノ座に属する2戸があるが、この2戸は別の家筋とみる方がよからうから、結局この座の酒井は現在、株とするには価しないと云つてよい。なお、下朝宮に座外の酒井はなく、上朝宮の座外の酒井1戸は、どっちかの分れだろう。樋口も1戸だけで、座外も上朝宮に1戸あるきりだから、これも株とは言えない。いずれにしろ、この姫座は現在、わずかに4戸で七座中の最小だが、株構成からしても淋しい。但し、詳しい調査をしていないが、明治大正期には十戸ほどあったとも云う。だとすれば、如何なる事情で減ったのか、その辺りのことも明らかにすべきだが、座小屋の規模や座名から推して、元来、やはり比較的小さな座ではなかったかとも思われる。座名の由来は、先の親座や後述の孫座と何らかの関連があるかに察せられるし、他方、祭儀での役柄が結びついていたのかもしれない。これらの点は、文書記録や現行の祭儀及び口承上、推定しうるだけの材料がない。いずれにしろ、もう少し座員戸数が多かった頃は、おそらく前述のように、現在は座外の服部6戸のうちの何戸かが加わっていたようである。なお前述したように、親座と姫座の座小屋は形式は同様だが、規模は大分違う(配置図及び写真A26参照)。

### 孫座

この座は上朝宮の洞株8戸・北田株5戸・杉本株4戸・辻本株5戸及び井田株1戸の計23戸で、座員(戸)数では七座中の最大である。次に述べ

る出ヶ座とともに、すべて上朝宮のみで、既述の親座・姫座とともに下朝宮だけなのと対照的であり、座小屋の配置でも右側四座のうち孫座・出ヶ座が両端、親座・姫座が中程にあることは先に触れた。洞株はこの座では戸数が多くて比重もおもいようだが、他に出ヶ座に4戸、座外に8戸があつて、この株自体は計20戸と、両朝宮を通じて、やはり最大である。しかし、この座の8戸と出ヶ座の4戸とは別株で、どうも出ヶ座の方はここから分出したようである。北田株は先に大座のところで触れたように、大座に北田1戸があり、他に座外4戸があるが、大座のそれにはこの座の北田株とおのずから別種のスティタスがある。杉本株もこの座以外に幣ノ座に1戸があり、座外にも5戸があるが、幣ノ座のそれは、やはり同様に別種の趣がある。辻本株はこの座のみで、他に座外の9戸があり、座外をも含めた14戸は数も多いが、まとまりもよいようである、それがいままも「株酒」の慣行を守っていることなどにみられることは先にも述べた。辻本の座外は下朝宮にも2戸あるが、これは上朝宮の分れであろう。もしかすると、この株は他に較べると割に新らしく、それだけにかえて結合がつよいのかも知れない。井田株は1戸きりで、他に座外も1戸しかないから少数派で、株には価しないとみてよからう。結局、この座は洞・北田・杉本・辻本の四株からなるが、洞株のウエイトが重く、座小屋での着座や祭儀参与の割りふりにそれが窺われる。すなわち、大座のところでも触れたように、座小屋での上席（舞台に直面する向き）は洞株のものが占めるし、秋祭の奉納相撲（後述）に出る若者2名は、洞株から1名と他株から1名と決っていることなどがそれである。これは洞株の戸数が相対的に多いことによつたのだろうか、単に数だけの問題だけだったのかどうか、いささか気にな

る。このことは孫座の成立の由来、そして更に、孫座より新らしく、孫座からの分れとみられる後述の出ヶ座の成立の経緯なども関連する問題のように思われるのだが、当面はこれらを推論解釈する材料が乏しい。なお、座小屋での席順は年長順で、高齢者がヨコザ（横座）と呼ばれ、直会を指図し世話をするのは先にも触れた。そして当家は、当然ながら、座小屋では未席であるが、祭儀執行中はその座を代表して舞台上上っていたり、神前（本殿）に列席しなくてはならないから、その間の座小屋での座衆へのもてなしは、当家の家人（当人の家族）がするわけである。この座の座小屋の形式・規模については先に触れた通りである（配置図及び写真A26参照）。それから孫座は座員（戸）数が多いので、六十歳定年制をしていっていることは先述した。

#### 出ヶ座

この座は洞株4戸・山本株6戸・山田株3戸・植田株1戸・宿谷株1戸の計15戸で、すべて上朝宮である。洞株は先述した如く、どうも孫座からの分派のようで、それとは別株である。山本株はこの座では多数派で、他の座にはなく座外3戸もあるが、孫座における洞株のように、特に比重がおもくはないようだ。山田株はこの座だけで、他座にも座外もない。植田株の1戸は、先にみた幣ノ座の植田株の分れではないかと思われるが、他に座外4戸がある。宿谷は1戸だけで、後述するように、山本株に含めてよい移入戸である。この座は座名から察せられるように、最も新しい座のようだが、当面は、成立時期を文書記録や口承上、確定するだけの資料がない。おそらく、徳川末期に近い頃のことではなかったかと思われる。（そのような口承があることを耳にした）。しかし先掲の天保十三年（一

八四三)の祭儀例式には「出来座」の名が出ている。

各株の本分家関係をみてみると(座員一覧表、参照)、洞株4戸のうちでは三枝雄家が本家で、浅雄・菊治の両家はその先代での分家、喜代嗣家は菊治家の先代の妻方姻族がある事情で継いだ形になっているが、先の両分家より古い本家からの分家である。山本株7戸のうちでは、幸一家が一つの本家で、庄太郎家がその一番古い分家、とさ(亡夫、藤太郎を受継いだ当主として、注1参照)家はそれに次ぐ古い分家、善夫家は先代の分家で新らしい。なお宿谷は、とさの妹の夫で移入戸。英一・順生の両家と幸一家との関係は不明。山田株3戸のうちでは、甚太郎家が本家で、茂家は先代の分家、寅雄家は茂家の当代の分家である。植田株は現在1戸だけだが、先代まではもう1戸あって(いまは絶家)この両家の本分家関係は不明。

こうしてみると、この座は新らしいだけに、諸株の本分家関係は比較的是っきりしてはいるが、それが実際に意味をもつような関係は別でない。むしろ注目されるのは山本株や山田株のように、最近の分家や近縁の姻族(移入戸)をも座中に積極的に迎え入れていることで、これは新らしい座としては当然のことだろう。

孫座のように、すでに座員(戸)数が飽和状態になって、やむなく座休みのものをそのままにしてある——各株の座外にはかかるものが若干あるようだ——のと対照的である。座員数としては孫座が最大、次がこの出ヶ座であるが、後述する秋祭の直会では、何れも女衆がかなり来て賑やかで活気があり、他の諸座とは随分ちがった雰囲気であった。(写真A 27・28参照)

以上、七座の株構成を一通りみたわけだがまず指摘すべきは、どの座のどの株にしても、本分家関係やその意識が希薄で、いわゆる同族的なヒエラルキーや上下的な結合ではなく、むしろ株内での平等性がつよく、これは座中の各株の間でもそうであることだ。これは宮座の構造理念の一つと考えられる対内的平等性からしても当然であろう。次に、各座のスティタスを総合的に考察してみると、大筋として次のようなことが推測できそうに思われる。

1、左側三座が右側四座よりも、スティタスとしては一応、より高いとみられ、中でも大座が最高のスティタスをもち、七座の中心である。また幣ノ座は祭儀上、特別な役割にあつて、大座に次ぐものと解釈できそうである。そして今座は、いわばこれらの前座ないし露払い、あるいは殿りのような位置にあるように思われる。

2、右側四座のうちでは親座が最も高いスティタスで、相対的には左側の大座に対比できる位置にある。姫座がこれに次ぎ、更に孫座(あるいはその逆)、そして最後が最も新らしい出ヶ座という具合になるようだ。

3、左側三座がすべて両朝宮の混合であるのに対し、右側四座は中央部の二座(親座と姫座)が下朝宮のみ、両端の二座(孫座と出ヶ座)が上朝宮のみであることは、少くとも二つの問題を含んでいるように思われる。

一つは、大座において、下朝宮の諸株がより高く位置づけられることと考え合わせ、親座と姫座(特に前者)は、大座に準ずるスティタスをもっと解釈することができるかもしれないこと。もう一つは、おそらく徳川末期頃から、上朝宮の戸数が増え(分家創出及び移入者の定着永住)、これが孫座の膨脹、やがて出ヶ座の分出をもたらす結果になったらしい

ことである。そして、下朝宮は元来、土地の余裕がないが、上朝宮には相当の余地があったことが、これと結びついているとみてよからう。しかし、こうした結果も、一応の落着きを見たあとは、宮座への加入はおのずから制限され、今日みる如き明瞭な「株座」の様相を(再び?)名実ともに示すに至ったのではなからうか。

出ヶ座は別として、右の諸点が各座の成立事情、諸株をめぐる組織化の経緯にどう関わるか、そこまではこの推測の範囲外で、とても無理である。いずれにしろ、六座であった頃は、左右のバランスがもう少しよくとれていたのではなからうか。しかし、この左右(双分制ないし双分的組織)ということも、祭儀上及び宮座組織の構造上、必然的なことなのかどうか、よく考えてみる必要があるであらう。このことは宮座一般にもつながることだが、ここでは単に問題の指摘にとどめておこう。

ところで、宮座の組織と構造に関し、最後に当家制について述べなくてはならない。朝宮の三所神社には現在、専属神職はなく祭儀には信楽町牧の日雲神社宮司の野口重定氏が兼務の宮司となっている<sup>(9)</sup>。従って、他の多くの宮座でよくみられる年番(輪番)神主の制度はなく、当屋は七座のそれぞれにおいて、年番の賄役(直会の世話役)及び各座代表の神事参与者としての義務と権利(名誉)をもつわけである。といっても、日常、何かにつけて社務所につめ、神社の管理運営にあたる者は必要だから、宮守と称してかかる役割をおいている(現在は洞宇平治氏……孫座々員を三年前に引退し63歳、注3参照)。この他に、氏子総代があって、何かにつけて宮守や部落役員(区長や評議員)とも相談の上、神社や祭儀の運営に当たっている(現在の植西重光氏・59才・今座所属、はもう二十数年も総代をつ

とめている)。

当家は云うまでもなくそれぞれの座中を年番で巡るから、その順番が何によって決められるかが問題になる。各座を見渡したところ、これに確たる一定の方式があるとは思われず、それぞれの座に古来一定の順があった、それに従って巡るのだとされている。おそらく、ずっと昔のある時期に、年令順というようなきまりがあったのかも知れないが、そうした伝承も特になく、記録文書から何らかのきまりを推定することも困難である。

この点をもっと立入った分析がしたいところだが、当面はまだ手だてがつかない——例えば親座では、座員一覧表の列記順が当家順でもあるのだが、それが何によるのか、その由来が何だったのかは、誰も知らぬし口承もない。なお、当家の順番にあたりながら、葬式などの不幸や経済的不都合などのため一年ずれ、そのまま順位が固定してしまうようなこともあったろうから、こうしたことの深い詮索はあまり意味がないのかも知れない。

ただ、やや例外的なのは孫座で、ここでは座員(戸)数が多くて当家の賄費(経済的負担)がかさみ、かつては「当家は一代一度だが屋根の棟がおちる」と言われた程であり、他方、定年制が座員(家)にあっては(当主)の交代も積極的にはかっていることから、事情が少し複雑のようだ。

例えば、(以下の説明に関し、先掲の座員一覧表を参照)、今年の当家をつとめた杉本周二(22歳)の父敏一(55歳)は二十数年前に一度当家をしたことがあり、こんどはまた当家が巡ってきたので、この際、当家は息子の周二にやらせることにした。しかし、敏一自身はまだ60歳の引退には間があるので、当然、座員たる資格があり座にも出れるというわけである。

他方、来年の当家受けをした洞章（28歳）は——当家の受渡し、「当渡し」は秋祭に行く（後述）——洞三武（59歳）の養子で、今年、養子入したばかりなのだが、養父の引退が間近なので、座入りする必要があり、養子入の披露もかねて当受けした、というわけである。もしこの場合、引退までに養子入がなければ、その家は一時座休となり、養子を迎えてからその年に入座し、入座に際しては、やはり当受けするのが慣例である。

なお、当家の費用（賄費）は座によって戸数が違うし、派手にするか地味にするかでも違うが、戸数が少くとも一通りのことはしなくてはならぬので、やはりかなりの出費になる。これについては、あまり詳しい調査はしていないが、今年の秋祭の場合、戸数が最少の姫座でさえ二、三万円、最大の孫座では少なめにみて概算五、六万円以上はかかったであろう、という話であった。姫座のように4戸きりで当家が4年毎だから、「うちの座はオリンピック並みだ」と冗談に云う位ひんばんでは、なるべく質素にしたいところだが、他面、そう淋しくなっても困るので、座員以外でも親戚などができるだけ招いて多少は賑やかにしたいから、やはりそれ相当にかかるようだ。逆に孫座のように多人数では、どう節約しても一定額はかかるし、どうせ一代に一度なら、できるなら盛大にやろうということにもなつて、やはりかなりの出費になるというわけだ。実は、この辺りに当家制の一種の妙味、つまり長い目でみた「公平な平等性」あるいはM・D・サーリンズのいう「普遍的互酬性」の一面があるわけなのだろう。<sup>(4)</sup>

なお、朝宮の当家はその年の秋祭り（十月八日）と翌年の春祭り（三月一日）の二回、当家づとめをしなくてはならない。秋祭の方はマツリとよび、春祭をオコナイと云つて、前者は三所神社の神前で催される収獲感謝

祭であり、後者は仙禅寺の境内で行われる予祝祈年祭である。仙禅寺は上朝宮の信楽川の支流、桜川に沿つて観音谷に入り数百米の南岩屋という処にある無住の堂で、溪流の巨岩の上に建てられ、岩合観音ともよばれる（写真A29参照）本尊は十一面観世音で由緒あるものようであり、堂宇も古く八世紀の創立とされ、山城国鷲峰山寺の別院という。巨岩の壁面には建長元年（一二四九）の銘がある観音像も刻まれているから、何れにしても古代の巨岩崇拜と仏教信仰が融合したものであろう。<sup>(5)</sup>この仙禅寺で春のオコナイが行われ、それが三所神社の秋のマツリと一対になっていることは、神仏習合の一形態であつて、同様な例は他の各地にもみられるから別に珍らしいことではない。そして、仙禅寺で春のオコナイがなされるにしても、別に仏教的行事が特にくみこまれていくわけではなく、ただ上朝宮の誓光寺（浄土宗）の住職が祭儀に立合つにすぎない——注3で触れた三所神社専属の山崎宮司がおつた頃は、山崎氏と寺の住職が一年交代で祭儀にたづさわつたのだということである。いづれにしろ、こうした神仏習合の形態が、宮座の組織や機能と如何にかかわつていのかということは、それ自体一つの問題でもあるが、他の拙稿でも多少論じたので、ここでは深入りしないでおく。<sup>(6)</sup>

もう一つ、当家制に関連して付言すべきことに秋祭での大餅当番がある。大餅とは六升分の三ツ重ねの大きな丸型の餅で、神前への御供の最も重要なものだが、これをついてお供えする大役が七座の廻りもちであつて、この当番の座では、その年の当家がこの役をつとめることになる。従つて、当家になつたうえに、更に大餅当番になることは大へん名譽でおめでたいわけであり、今年はずっと大座の北田与三郎氏がそうであつた。

このことについて、詳しくは次の秋祭の祭儀の考察でも触れるが、大餅当番の七座の順番は、今座・大座・幣ノ座・親座・姫座・孫座・出ヶ座の順である。これは、先に七座の間のスティタスを総合的に考察した折の1と2で述べたことと、偶然かもしれないが符合する。しかし、この当番順は循環周期であって、どこから始めてどこで終るということでもなからうから、これとスティタスの序列とを結びつけるのは、いささかおかしきもある。むしろ、大餅役を七座の当番制にしているという点に、当家制そのものにつながる平等性理念、つまりは宮座の基本的構造の一つの現れがみられる、と理解しておくべきであろう。

## 2 宮座の儀礼（秋祭）

宮座の儀礼として主要なものは、三月一日に岩谷観音堂で執行される春祭（オコナイ）と十月八日に三所神社で催される秋祭（マツリ）の二つである。ずっと昔は旧暦でそれぞれ二月一日と九月五日に行われたが、新暦になってからは三月一日と十月五日になり、その後、マツリの方はさらに現行の十月八日になった。オコナイは現地での参与観察がしてないが、マツリについては本年、拝見の機会があったので、以下、その概要を記述し、若干の考察を試みてみたい。（写真A30～61を参照）

マツリは十月八日だが、その前日、七日の夜に宵宮（前夜祭）が行われ、各座の当家はこれに参加しなくてはならぬし、また当家は五、六月から、供物や直会のための賄方として、一切の諸準備を始めなくてはならぬ。だから当家にとっては大変で、殊に前述の大餅当番に当たった座の当家は、おめでたく名譽であると共に責任も重い。大餅をつくには当番座の座

中、特にヨコザとよばれる長老たちが当家に寄って、賑やか且、厳肅にこの行事をやったが、いまは幾分略式になっているようだ。大餅は最も重要な神饌であって、米六升分の餅を下段の直径一尺とした三重丸型のものである。（写真A30参照）今年（一九七二）の大餅当番座は大座だから、大座の当家である北田与三郎家がこれをつきあげたわけである。この他に餅では、約一尺四方の板重餅および小判餅と称する小さな丸型の餅がある。また御飯では、山型のオムスビのような御供物が、四角の白木盆にのせて神饌とされる。（写真A31参照）

これとは別に、新米五合を小型の俵状に包んだものを、御幣にくくりつけて神饌とするが、幣ノ座だけは特に御幣は作らず、別にできている大きな布製の御幣に、同様な米俵のミニアチュアを括りつける慣わしである。

（写真A32参照）なお、この朝宮のマツリは、俗に「牛蒡まつり」とか「甘酒まつり」とも云われるが、茹でた牛蒡にすりつぶした青大豆をまぜたもの（クルミ牛蒡と称する）と甘酒が神饌とされ、マツリの御馳走ともされている。（写真A33・34参照）各座の当番はこれらの神饌の御供物や座中の直会に供する巻ずしなど各種の御馳走を準備し、必要に応じて酒肴や引出物を仕出し屋に注文したりしてなくてはならぬから、相当の出費であるとともに、なかなか忙しい。かように当家はその年の各座の賄方・世話役であるが、同時に各座を代表して直接、神事儀礼に参加しなくてはならぬから、そのおつとめの責任も重いわけだ。

さて、十月五、六日頃からマツリの諸準備にかかった当家は、マツリ前の七日には座小屋を掃除し、傷んだ箇所があれば予め修理しておかなければならない。（写真A35参照）七日には早朝から社務所に宮守、氏子総



代、部落役員などが寄合つて、あれこれ相談しながらマツリの公式な諸準備にとりかかり、マツリの雰囲気は少しずつ出てくるが、午後になって倉から御神輿が引出され、一先ず舞台の上に安置されると、境内に人々がこもごもやってきて、賑わいをみせてくる。(写真A36参照) 他方、巫子として舞を奉納する少女が宮守の洞宇平治氏指導の下に、舞の予習の仕上げに余念がない。(写真37参照) そして、兼務宮司である牧部落、日雲神社神職の野口氏がやってきて、諸事万端とこのうと、あとは夕闇を待つて宵宮祭の儀がとり行われることになるわけだ。これには、一般の座員は参加せず、各座の当家及び氏子総代と部落役員(上朝宮の区長・会計・評議員など)が列席し、宮守は祭儀の執行で野口宮司の補助役となる。本殿のある内庭で行なわれる厳肅な儀礼で、時間的には割に短い。これがすむと参会者一同は社務所にひき下つて神酒を頂戴し、ひきつづき直会(酒宴)に入り、談笑のうちに宵宮の行事がとどこおりなく終了する。(写真A38~40参照)

さてマツリ当日の八日は早朝、諸準備をととのえた各座の当家が神饌・御供を神前に持参し、それらは一旦、舞台の上に予めしつらえられた棚にきちんと供えられる。(写真A41参照) そして各座小屋には当家の家族によって席呉座が敷かれ、食卓や膳が並べられ、お酒やら御馳走やらが運びこまれて、直会の準備がととのえられる。(写真A42参照) むかしは、お酒の燗をする湯をわかすのに炉を使ったが、今は簡便な熱器具があるので、炉は使われていない。(前掲の座小屋配置図、参照) これら裏方の世話、給仕役は、おそらくかつては座中の年少者が主にやったものではなからうかと思われるが、いまは当家の家族や座中の女衆が向いて、かなり賑

やかにやっており、ことに座員(戸数)の多い座ではそうである。(写真A27・28参照) 昼頃までに、このような準備が大体とこのうと、一息入れ、昼すぎ午後二時頃から、まず舞台(拜殿)の上で神事がとり行われる。これは神主(宮司)の祝詞奉上、巫子舞奉納などよりなる一連の儀礼だが、舞台の上には、各座を代表する当家たち、氏子総代や部落役員など、前夜の宵宮に参列した人々がすべて上つて、この儀式に直接、参与する。(写真A43参照) この間、各座小屋では、この儀式を見物しながら直会が催され、和気あいあいのうちに杯がくみ交され、まことに楽しいマツリの気分が次第に高まってくる。だが、座員の多い孫座や出ヶ座などと、少い幣ノ座や姫座などでは、その雰囲気もおのずから趣が違ってくるのは止むを得ないようだ。(写真A44~46参照) 舞台の上での神事儀礼が一通り済むと、舞台(拜殿)と本殿の間の仮設の渡り廊下の上に、神事参列者が並んで、手送り舞台上の御幣・神饌・御供が本殿の神前に移され、あらためて奉置される。(写真A47・48参照、47の下部の仮設渡り廊下に注意) そして神主が祝詞奉上、舞台の上で参列者が順に玉串を奉献し、納めの儀式をとり行つて、神事儀礼はひとまず終了する。(写真A49・50参照) 厳肅な神事儀礼が進行中、上述のように各座小屋は直会が盛になされており、参道には一、二の出店や屋台も出て、子供たちで賑わっているが(写真A51参照)、多少、堅苦しい儀礼がすむと一層、気分がリラックスしてくる。そして、餅撒きと奉納相撲が行われる。餅撒きというのは、各座の当家が予め準備し神饌として供えた小判餅(及びそれになぞらえられた紙片)を、各座中の人人が本殿を巡りながら撒くもので、幼い子供たちがこれを拾つて、めでたしとする行事である。(写真A52参照)

もう一つの相撲は、各座の座員から比較的年少のもの二名ずつ（その年の大餅当番座からは、その他に四名）が出て東西に分れて相撲をとるもので、行司は大座のものがつとめる慣わしだったが、いまは各座が年番のもちまわりでやっているようだ。検査役（二名）の割りふりも、同様である。

取組の合わせ方にも、かつては一定の方式があったようだが、いまはそうでもない。もちろん、勝負そのものよりも、所作による演技的なもので、本殿前の内庭を土俵に見立て、大勢がワイワイやって談笑しているうちにいつの間にか終わってしまう。一見、他愛がないが、なかなか楽しい行事である。（写真A53・54参照）これで三所神社での神事儀礼が一通り済んだことになり、境内の舞台の前に安置してある大小二基の御神輿がそれぞれ若衆と少年たちによって担がれ、御旅所である下朝宮の八坂神社に向って出発するわけだ。（写真A55・56参照）若衆は別に宮座に入っている座筋のものに限られず、むかしから座外のものも含んだ組織（若衆組）で、現在は青年団として中学卒以上のもの約四十名である。御神輿のあとに、お稚児さん、神主、部落役員などの行列が続ぎ、山門を出て参道の大鳥居をぬけると、下朝宮の御旅所まで練ってゆき、御旅所で一通りの儀礼を済ませ、陽の明るうちに三所神社に戻ってくるわけだ。（写真A57参照）各座小屋での直会も御神輿と行列が出ていってしまうと、おひらきで、座員はこもこも帰り仕度、各当家も跡片付けにかかる。（写真A58）

60参照）

かくてマツリの神事儀礼はとどこおりなく終了、ということになるのだが、前述の如く、その前に各座小屋では、今年の当家から来年の当家に、当然の受渡しをする「当渡し」の儀礼がなされる。これは上手（上席）に介

添役としてのヨコザ（長老）二名が座り、これに相對して下手に今年と来年の当家が並んで、交互に杯を汲み交すだけの簡単な儀式にすぎないが、これによって当家の継受が正式に認定されるのだから、宮座にとっては極めて重要な行事である。

四人の真中には、スルメイカと生大根が膳にのせて置かれる慣わしである。（写真A61参照）なお、前に触れたように、この日に当を渡した今年の当家は、まだ来年のオコナイ（春祭）の当家づとめをしないと当家の義務を終了したことになる。従って当を受けた来年の当家は、来年のマツリ（秋祭）と再来年のオコナイの当家づとめをする、ということになるわけだ。

以上、朝宮のマツリの概要を記述したが、この観察を通して感じた印象をまとめると、大体つぎのようなことが云えるのではないかと思う。

1、マツリの本義はもとより神前での一連の神事儀礼による、神への直接的な働きかけにあるわけだが、そのようなフォーマルなものよりも、神前での直会（饗宴）に、より実質的な意味があるように理解されること。直会はしばしば云われるように、いわば神と人との共食の交わりであって、マツリの主要素は、むしろこの共食儀礼であり、宮座におけるその場が座小屋に他ならないと考えられる。

2、大座および幣ノ座以外は、とくにステイタスの差異や序列が現行の儀礼上には認め難いこと。このことは、かつてずっと昔はある程度、明瞭なものがあったのかもしれない。

3、左と右の双分的組織は座小屋の配置上そうなっているだけで、儀礼上の組織や機能との関連がみられないこと。しかし、この点も現行の儀礼

を外見的に観察したのだから、やはり過去の記録文書や口承をたぐって、より詳細に吟味してみる必要があるだろう。

4、当家の義務は極めて重く且、負担も大きい。そして、この当家制が宮座の構造的特質の一つであることが、1との関連から正に儀礼上、象徴的に現れていること。これはあらためて指摘するまでもないことだが、マツリを実際に観察してみても痛感した。

オコナイの方を拜見してないので、いささか片手落ちだが、とりあえず以上をもって、朝宮の宮座儀礼の記述考察としておく。宮座の組織や構造が現実に機能する場が儀礼という事態なのだから、両者の有機的関連は密接にあって然るべきである。私の記述考察は、この点で不十分なものでしかないが、今回の報告ではここで留めざるを得ない。いずれ、機会があれば他日を期したい。

#### 注

(1) 孫座では当主が六十一才で引退のとき、長男が幼少だったり、男子がなくて女子にまだ聲がきていない場合、しばらく座休みとなる。他の座では最近、男衆がなくても、オナゴ(女子)が座に出てくることもあるが、(例えば、本文の座員一覽表の出ヶ座の山本とさ)孫座ではこうしたことはない。

(2) 拙稿「宮座の社会人類学的調査Ⅱ」、東洋大学アジア・アフリカ文化研究所、研究年報(一九七二)所収、十三〜六頁参照。私は、深清水の場合の各株がそれぞれ幾つか結びついて、各々自分たちの座をもつに至った形態が、例えば、この朝宮のような組織的なものではなからうか、と一応、考えている。

(3) 既述のように徳川末期から明治・大正期までは、大座のうちの然るべき有資格者が専属神主の役を果していたが、その後、昭和に入ってから、朝宮の人ではない山崎平四郎氏が上朝宮に居住して専属宮司をつとめていた。しかし、同氏が十数年前に死亡してからは、兼務宮司に切かえ、本文にあるように日常は宮守が神社の世話をするようになり、二年前までは上朝宮の杉本政蔵氏が宮

守をつとめたが、老令のため退き現在、洞宇平治氏がこの役を引継いでいるわけである。

(4) E. P. Service, *The Hunters, the Foundations of Modern Anthropology* Series 2. Prentice-Hall, 1966. 蒲生正男訳「狩獵民」(現代文化人類学2、鹿島出版会、二五頁)

(5) 大正一五年(一九二六)の「甲賀郡志」八九六頁、参照。

(6) 拙稿「宮座の社会人類学的調査Ⅰ」、東洋大学アジア・アフリカ文化研究所年報(一九七〇)所収、四二〜四八頁、の蒲生郡電王町弓削の場合を参照。

## 二、補遺その一 甲賀郡信楽町多羅尾の宮座儀礼

### ——九日まつり——

多羅尾の宮座については、この年報の一昨年(一九七〇)の拙稿——以下、前々稿とよぶ——でその組織・構造と行事の概要を報告し、一応の考察をしたが、実際の宮座儀礼を拜見する機会がなかった。

本年(一九七二)偶々、上述の朝宮の秋祭を参与観察したついでに、多羅尾でも「九日まつり」を拜見させていただいたので、その大要をここに報告し、前稿の補遺として、あわせて若干の考察を行ってみたいと思う。

前々稿で述べたように、多羅尾には伊賀路に近い上の高宮と多羅尾郷中心部の下の里宮神社とが一对になっていて、前者の方がより古いと伝承されている。そして三月三日(いまは四月三日)の「三日まつり」が里宮で行われる春祭であるのに対し、「九日まつり」は九月九日(いまは十月九日)に高宮で行われる秋祭りで、この二つは、共に重要な宮座儀礼として相対的な関係にあるとみてよく、神事儀礼の内容もほとんど同様である。この他に十月十四日に里宮で催される秋祭りがあるが、これも宮座儀礼の

一つであるが、思うにこれは、株座としての宮座の神事儀礼（座祭）というよりは、いわゆる村座、すなわち氏子一般に開放された村祭としての色が濃いものとみてよいのではなからうか。しかし、以上の三つには、宮座としてはそれぞれ当家をたて、それらを三月当・九日当・祭当とよんで座員の生涯における「七当<sup>(2)</sup>」と称する通過儀礼の七段階のうちに位置づけられているから、祭当に結びつく里宮の秋祭の意味が、別に軽いというわけではない。ただ前二者が神事儀礼の意味内容と参加者及び演出の態様において、どちらかといえば閉鎖的・特権的で、いわゆる株座的なのに対し、後者は村座的で、ずっとオープンである、とみなすことができようかと思うわけである。いずれにしろ、「九日まつり」（または九月まつり）は「三日まつり」（または三月まつり）と並んで、一部に株座的形態を存続させている多羅尾の宮座にとって、極めて重要な意味をもつものだと思ふ。そしてまたこのことは、この宮座が前々稿で指摘したように、年齢階梯Ⅱ長老制的な組織と構造をもつことにも深く結びついている。というのは、先に触れた七当の年齢階梯（注2参照）に九日当も（三月当も）然るべく位置づけられていること、及び「九日まつり」（三日まつりも）の神事儀礼の中に、長老たちによる直会（共食儀礼）が重要な要素として含まれているからである。私見では、宮座は長老制的祭儀組織たることを一つの特徴とするものだから、多羅尾はそれをかなり明瞭に示している例として、前々稿でもこの点は十分に考察したつもりである。従って、今回の「九日まつり」の観察がこの点でのかかわりあいでもつ意味も私にとっては小さくない。とにかく、以上の視角から「九日まつり」の概要を記述し、若干の考察を加えてみることにしよう。なお、その前に、多羅尾の宮座の概略

を重点的に整理しておくことが必要だ。

多羅尾は現在約二〇〇戸だが、明治大正期は一八〇戸位、第二次大戦後に二三〇戸位に増えた時期を除けば、徳川期でも一五〇戸程度で、二〇〇戸をこえたことはなかったようである。地着きの家は現在ほとんどが宮座に入っているので、いわゆる村座であるが、明治中期までは徳川期以来の本百姓層である長座株仲間と称せられる数十戸によって組織される株座であった。そしてこれらは左座と右座の二つに座筋（家筋）が分れ、それぞれが株仲間をつくっていた。左と右では左の方が格が上で、左の方が多羅尾代官家につながる士分格であったかみられるふしもある。このことが作用したからか、村座化する過程で右への座入が多かったことなどのために、現在、右座が全体の約三分ノ二で、三分ノ一が左座になっている。右から左への割替えをして左右同数位にしたら、という向きもあるが、積極的にそうしようとする動きにはなっていない。元の株仲間は明治十三年の記録によると、左が二十戸、右が十二戸だが、当時、左で絶家及び座休が十戸、右に座休が二戸あって、左右とも十戸ずつで組織運営されていた。

この左右両座が各十戸ずつということは、長老（オトナと呼ぶ）各十名ずつによって座が組まれ営まれることと関わりあいがあったようだ。すなわち、現在でもそうなのだが、最年長の男子から年長順に十名までが年預（ネンニヨ）と称せられ、これが長座（オトナザ）で、いわば長老階梯として、宮座そのものを表章する究極的権威をもつ。もちろん一戸一名で、彼らはそれぞれ家を代表する老当主であって、たとえ家督は跡とりに譲って穩居していたとしても、そのことが宮座からの引退にはつながらない。宮座からの引退は、前々稿でも述べたように、年預が年長順に山ノ神当（山

ノ神祭の当座、注2参照)をつとめおえると、七当をすべて果し、文字通り天寿を全うした至福者として順次退くのである。従って左にしる右にしる、十名の年預による長座は、年齢階梯の頂上である長老階梯であるとともに、両株座のどちらかの座筋に属する十戸の老当主の集りでもあるわけだ。このことの一端が、村座化した現在の宮座にも窺われる。それは現在、左座で行われている座長講(ザオトナユウ)で、一時、第二次大戦中に廃れかけたが再び復活した。これに加入しているのは、もとの左長株家系が四戸で、そうでないのが六戸の計十戸であって、内容的には幾分異なるが、形態は元の株組織とほぼ同様と見なしうる。これと、村座化した現在の長座Ⅱ年預とは直接の結びつきはなく、両者は併存のかたちであるわけである。

私が先に、一部に株座的形態を存続させている、と述べたのは、一つには、かかる意味あいをして云ったわけだ。いずれにしる、株座的色彩や双分的な左右のステイタスの幾分の違いが、今もみられることは疑いがない。なお、左と右の家筋が地域的なまとまりや偏りを示すようなことはない。

次に年預Ⅱ長座の組織をみてみると、左右十名ずつのうち、それぞれ年長順に上位から五名が座掌(または座将)で、これはとりわけ高い儀礼的ステイタスにある。そして最年長(最長老)が座長(または座頭)で、次がワキ(副座長)、他の三名がノゾキとよばれる——左右とも同じ。これらは年預のうちで大体、年長順に山ノ神当をおえたものから引退するので、順次くり上る。また誰か死亡者があれば年長順(座入順)に繰上げ補充されるが、年度途中での繰上げ補充はない。このことは、年預入りにおいて

も同様である。この年預とは一応別に神主(または宮守)とよばれるものが両座にそれぞれ一名ずつあって、長座の記録・会計など諸事万般を扱う世話役であり、帳面箱はこの者が保管する。これは特に年齢的なきまりはないが、ずっと旧座株筋の家柄のものがやっている。なお、世襲の専属宮司として、里宮神社に北河康男氏がいる。

さて「九日まつり」の前日、十月八日には早朝から九日ノ当をつとめる当家に、高宮での神事儀礼の参加者一同が集って準備にとりかかる。

今年には左座の当家が 大井源三郎氏(七五歳)で、右座の当家が清水幸太郎氏(八二歳)にあたっていたが、後者は老齡病身なので息子の政太郎氏(三九歳)が代りにつとめた。

本来は両座別々に準備をするのだが、最近ではどちらかの当家に双方が寄合ってやっているようで、今年はこの清水政太郎氏のところへ皆が集った。参集したものは、左右各一人の当座(当座のことをトウリとよぶ)とその補助(副当座でシデとよぶ)が二人ずつ、及び左右それぞれ一人の神主(宮守)、それに宮司職の北河氏の計九名である。これらを列記すると次の通り。<sup>3)</sup>

神職	里宮(及び高宮)	神社宮司	北河康男
左座のトウリ	大井源三郎		(75歳)
〃	シデ	大井 光男	(48歳)
〃	〃	竹中 三次	(44歳)
〃	宮守	下畑健之助	(39歳)
右座のトウリ	清水政太郎		(39歳)
〃	シデ	西本昭之助	(44歳)

奥村 清一 (43歳)  
 宮守 田中伊四郎 (63歳)

準備しなければならぬ品々の種類と数量は別掲のメモにもみられるよう  
 にかなり多い(写真B 1参照) これらは高宮への神饌・御供とされるだけ  
 でなく、神前で神事儀礼の後で行われる年預(正確には左右それぞれ上  
 位五名ずつの座掌)の直会(共食儀礼)において、供せられるためであ  
 る。そして以下に述べるこれらの品々の作製は、上記九名だけが関与し、  
 飯炊きにしても餅つきにしても、たとえ自家の家族であろうが、女は一切  
 手を触れてはならない。ここで作られる品々はメモにもあるが、一通り説  
 明すると次の如くである。<sup>(4)</sup>

1、御幣 三節の真直ぐな女竹二本を揃えて結び、これに型の如く切  
 紙をつけて御幣とするが、さらに新米五合の袋詰め二ヶを結びつけた  
 もの(写真B 2参照)

2、御神木 二尺位の神の枝に切紙を結びつけたもの(写真B 2参照)  
 3、飯盛(ムスビ) 米飯を大きなムスビ状にしたもので、先をトガ  
 ラせた男ムスビと平たい隋円形の女ムスビを各十五ヶ。これにはそれ  
 ぞれ縄のように野草(ちあめ草)の結んだものを輪かけにし、4の  
 踏形餅と組合せて並べ、その間に山梨の実と柿に栗をあしらい、栗の  
 小枝の箸を添えて神饌とし、また直会にも供する。なお、男ムスビの  
 膳と女ムスビの膳は一对で一揃となる。(写真B 3、5及び8参照)

4、踏形餅 大きな長隋円形に平たくのばした餅で二枚重ねにし、前記  
 のムスビと組合せて神饌とし、直会にも供する。(写真B 5・8参  
 照)

5、御神酒一升、なます用の大根と人参、山牛蒡、魚一尾(焼魚とする  
 鯛)。これらも神饌とし、また直会で供する。(写真B 13参照)。

大体以上であるが、この他に直会用の折詰など一通りの膳部と御酒が用  
 意されなくてはならない。これらの費用は本来なら当家が負担するわけだ  
 が、最近ではトウリとシデが平等に皆で負担するようになってきている。すなわ  
 ち、この場合では、左右計六人が一人あたり餅米七合ずつ(計四升二合)  
 及び白米一升二合ずつ(計七升二合)を拠出し、現金としては総額一万五  
 千二百円の支出のうち、社務所からの補助三千円を差引いた一万二千二百  
 円を六人で分割負担(一人約二千円)したわけである。

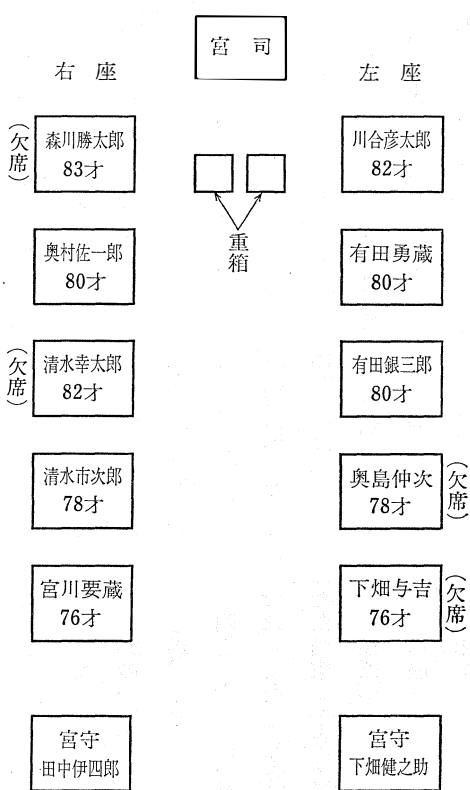
かくて昼までに大体、準備がととのうと、八日はそれで解散する。そし  
 て翌九日、早目に昼食をすませた前記九人が高宮神社に集合し境内の清掃  
 をして、「九日まつり」の神事を執行する。(写真B 6参照) 高宮は山路  
 を分け入った山腹にあるので、境内も狭いが社殿も小さい。まず神前に先  
 程の神饌一揃いが左座と右座の分を別々に並べて供えられる。(写真B 7・  
 8参照)そして、狭い内庭には神殿からみて向って左手に外側から左座  
 の宮守、次にトウリ、二人のシデが順に並び、右手には同様に外側から右  
 座の宮守、トウリ、シデが着席する。いずれも立ったままである。宮守は  
 右手の一番外側に位置し、この神事儀礼には立会うだけだから、神職とし  
 ての正装もしていない。最初に宮司から「では、只今から高宮様の御神前  
 で、九日マツリの神事をなさってくださいませ。」との挨拶があると、ま  
 ず左座のトウリが進み出て、平常の衣服の上に神服(鳥帽子浄衣)をつけ  
 る。そして御幣を左右に三度振り、型の如く参拝する。次に右座のトウリ  
 が同様に参拝し、今度は左座のシデ(二名のうち年長の者)に、次いで右

座のシデに、さらに再び左座のシデ（のこった一名）、最後に右座のシデという具合に、すべて左右交互に順番にこれを繰返して神事を終る。（写真B9～11参照）これには宮司による祝詞の奉上もなく、また宮守もただ列席するだけで、あとで簡単に参拝するだけである。従って、まことに簡素な儀礼でしかないが、要するに両座の当家（正当家たるトウリと副当家たるシデ）が、宮座を代表して、恭々しく神前に新穀を神饌として供え、親しく参拝して神の恵みに感謝することを以って、この神事儀礼はすべて終るものと解釈できる。だから、その他の余計なことは一切省かれていたのではなからうか。

高宮での神事儀礼がすむと、お供えした神饌の品々をお下げし、これを携えて一同打揃って里宮神社の社務所にゆき、ここでしばらく休憩、やがて始る年預衆（正しくは左右両座の最年長から五人ずつの座掌たち）による直会の準備にとりかかる。昔、明治中期までは、いま小学校の校庭になっている処も里宮の境内で、そこに座小屋があり、直会などの宮座行事はそこでなされたが、その後は社務所で行われている。

やがて昼下りの二時過ぎになると、ポツポツ座掌たちがやってきて二時半から三時近くに大方揃うが、十人全員出席という事は、まずない。やはり相当な高齢者ばかりなので、病身で動けないものもあるからだ。この日も結局、四名が欠席であった。なお、この直会は当家や宮守あるいは宮司が予告して、座掌たちをお招きするというのではなく、座掌たちは各自が既に十分心得えていて、それぞれ勝手にやってきて、おのずと参集するという形のものである。座掌たちが参集すると、当家（トウリ）やシデ、宮守たちによってしつらえられた定席にそれぞれ着座し、いよいよ直会が

始るが、トウリとシデの六名は、全くの給仕役で、宮守も未席に座わりはするが、そこにじっとしていることはなく、トウリやシデを指図し、また自らも座掌衆をもてなす。直会の席は社務所の奥の広間で、その手前の次の間がトウリやシデたちの控えの間となり、そこが台所に続いている。この日の直会の座順の配置は左図のように、床ノ間を背にして左手に左座が座長から年長順に五名並び、同様に右手に右座の座掌たちが並ぶ。そして正面に宮司が着座、二人の宮守はそれぞれの座の未席につく。一同が席につくと、御神酒を上席者から順に頂戴する。これはすべて左右交互であった、前述の高宮での参拝順にみられたのと同様である。（写真B12参照）



の膳にとり分ける作業にかかる。この重箱は左右両座に一ヶずつで、神饌として先に高宮の神前に供えたものであるが、中味は焼魚（ムシリ魚とよばれる）・山牛蒡を茹でたもの・大根と人参のナマスである。（写真B13参照）このとりわけは、それぞれの座のシデが行うが、座掌一人一人の膳を席順にもち運んで、いちいち極めて丁寧になされる。（写真B14～16参照）これが一通りすむと、お銚子が出て、これも上位者から順にお酌される。

（写真B17・18参照）これら一連の行事は、極めて厳粛な雰囲気の下に行われ、和気あいあいの中にも高尚莊重な趣があり、誠に儀式というに適わしい。参会者の話では、祭当の時（前述した、十月十四日に里宮で行われる秋祭のこと）には、歌を唱ってもよいが、この「九日ノ当」では放歌高唱など一切不可である、とのことであった。このことは先に触れた「九日マツリ」（高宮の秋祭）と「里宮の秋祭」の二つの祭儀の性格の違いを、一面で裏付ける事実であるように思う。なお、この日の欠席者の席は空席にしてあり、間をつめたりはしない。そして神饌のとりわけは、欠席者の膳に対しても全く同様になされ、最後に他の御馳走（折詰）とともに、あとで丁寧を送りとどけられる。

さて燗酒のお銚子が出て、ひとわたり盃につきおわると、汁椀や折詰の御馳走が運ばれ、ぐっとリラックスした雰囲気となり、トウリヤシデ、宮守たちが入れかわり立ちかわりで座掌をもてなし、あちこちで献酬も始まって賑やかになる。しかし先にも記した如く、この場の雰囲気は和敬高雅といった趣で、談笑のうちにも何かしら気品があり、いかにも長老の直会（共食儀礼・饗宴）に適わしいものであった。（写真B19～23参照）こうして小一時間、直会がつづくが、お給仕の合間をみてはトウリ、シデたち

は随時、次の間で一休みする。彼等はそこで茶を飲み煙草をふかしても盃に口にすることはない。年預（座掌）たちと彼等の間には、明確な一線があるというわけだ。（写真B24・25参照）例えば、写真B25の一番右に見える老人は、左座トウリの大井源三郎氏（七五歳）であるが、この人は左座の年預衆の第九番目に位置している。従ってもう三、四年もすれば第五位となって座掌入りし、そうなれば当然、こうした席ではもてなしを受ける立場になれるわけだが、いまは全く逆で、ここではただ当家（トウリ）として、専らお給仕と下働きにこれ勤めるだけである。年預だからと言って、給仕役を免じられたり、座掌に欠席者があるから臨時に座掌の仲間に加えられる、というようなことは絶対にない。そういう意味では、年齢階梯のスティタス及び一定の場における役割の区別は誠に厳しい、という印象を私はつよく感じた。<sup>(5)</sup>（写真B30参照）

直会が終りに近づくとき、食べのこしの御馳走が折詰にもどされ、飯盛・踏形餅などの一揃も持帰れるように、きちんと包装される。（写真B26参照）やがて直会の宴は終り、座掌衆は次の間に下ってしばらく休憩、思い思いに帰途につく。秋の陽はまだ少し高いが、山あいの寒村にはそろそろ暮色が訪れ、肌寒さを覚える時刻である。（写真B27～29参照）一方トウリヤシデは跡片付けにいそがしく、やっとそれもすむと、「九日マツリ」のすべての行事は無事終了となる。（写真B30参照）

以上、多羅尾の重要な宮座儀礼の一つである「九日マツリ」の概要を記述考察し、前々稿の補遺として報告した次第である。更めて結論めいた総括をする必要もなからうが、始めに述べたように、ここの宮座の組織や構造における株座的要素の存続、年齢階梯Ⅱ長老制的な本質、双分的性格、



当家の役割機能などが、儀礼面でも色濃く認められることは否定できぬと思ふ。

#### 注

- (1) 拙稿「宮座の社会人類学的調査I—滋賀県湖南と湖東」、東洋大学アジア・アフリカ文化研究所年報(一九七〇)、三〇—三八頁、所収、参照。
- (2) 七当は①紙の当、②成花の当、③月行司、④三月当、⑤九日当、⑥祭当、⑦山ノ神当で、それぞれ大体①が二十才位、②が二十代後半から三十代、③が四十代前半、④⑤⑥が四十代後半から五・六十代、⑦は七・八十代においてつとめる当家である。それぞれの当の意味と機能については、前々稿参照(三二頁)。

(3) 九日当の決め方は、前々稿の注2でも触れたが、トウリは年令順(座入順)に指し、シデは父がすでに亡い中年以後のものを選んで指す。そして前注で述べたように、トウリは六十代、シデが四十代半ばが普通である。今回の本文の場合、トウリがかなり高令なのは、二人とも事情があって入座がおそかったことによるが、最近、長寿者が多くなってきたので、むかしより年長になり、七十代でするものもある。

(4) 「九日まつり」と相対的な関係にある「三日まつり」で作られる品々と神事儀礼の概略は、前々稿でも少し触れた。上掲注(1)の拙稿、三七—八頁。

(5) 前々稿でも少し触れたが(三一頁)、多羅尾の宮座には祭礼部と称する若者組(仲間)があって、これには数え年十七才の男子が左右別個に、里宮の秋祭の時、届出登録して入座した。これは昭和三五年までは、きちんとした組織としてあったが、現在はほとんど消滅している。これへ加入できるのは、旧株座に属する座筋の家の未婚男子で、左右各十名が原則であった。祭礼部にはこの他に、部長・副部長・会計の諸役があって、一面では青年団的な機能もあったようだ。つまり、この祭礼部にも旧座筋のもの他に、そうでないものも若干数、仲間(団員)として含んでいたようで、そうした事態を窺わしめるのは、村座化がすんだと推察される明治二十六年(一八九三)の「左座祭礼之仲間寄合規約」に、結婚前の若衆四〇名で構成されるとあるからである。いずれにして、祭礼部を青年階梯とし、その上に、いわば中壮年階梯に相当する職分として、狩頭(カリガシラ)とよばれる猪狩のリーダー

役で且、道普請などで若者組(祭礼部・青年団)を監督指揮したりするものが、左右各六名あった。本稿の「九日マツリ」のシデは、こうした中壮年階梯に見合った年輩であって、この階梯は長老階梯たる年預衆の意を体して、事にあたったであろうことは一応、推察できるかと思う。従って、多羅尾の宮座は、一部に株座的色彩を存続しつつ村座化され、そして現在でも、その年令階梯は長老制たる性格を本質的に失うことなく、かなりの程度、機能している、と見なしてよいのではなからうか。

### 三、補遺その二 滋賀郡志賀町北小松の宮座係争事件

湖西、北小松の樹下神社の宮座係争事件については、前年度のこの年報の拙稿(「宮座の社会人類学的調査II」二—八頁、以下これを前稿とよぶ)で、その背景と直接間接の契機及び経緯を極く簡単に報告した。この事件については種々の事情から立入った調査がなかったが、その後、幸にも大津地方裁判所と大阪高等裁判所の御協力によって、事件当時の裁判記録を見出すことができ、これとあわせて現地での補足調査も行えたので、かなりの諸事実が判った。<sup>(1)</sup>この結果、前稿の記述や考察に若干の誤りがあることが判り、当然、これは修正せねばならぬし且、その他にも新たに重要な問題が出てきて、これらは宮座一般の議論にも少なからず関連すると思われるので、今回ここに前稿の補遺として報告することにしたわけである。

さて、北小松の宮座は明治中期まで十二座とよばれ、いわゆる株座であったが、明治十五・六年(一八八二・三)に宮座財産(宮附の田畑山林)の管理処分問題からんで座方と村方(十二座以外の氏子)の間に対立抗争がおこり、それが遂に裁判沙汰に及んだ。そして大津始審裁判所(現在

の大阪地方裁判所)の一審判決で敗訴した座方が大阪控訴裁判所(現在の大阪高等裁判所)に控訴した。前稿では、裁判記録を実際にみることでできなかったこと及び現地での若干の口承による聞き取りと昭和八年(一九三三)の「小松村村史作成準備資料」という不十分な情報に依存したがために、この控訴審においては、双方が訴訟費用の調達に因り、二ヶ年に渉る係争に疲れ果てて、結局、訴訟取下げに立至ったものと思われる」と記しておいたが、裁判記録を見直すと、これは誤りで、控訴審でもやはり座方が敗訴している。これが前稿を修正すべき第一点である。

次に、係争に至る問題の背景と直接間接の契機であるが、これは前稿の記述に大きな誤りはなく、明治初〜中期における中央政府の地租改正(明治六〜十四年、一八七三〜八一)など一連の金納課税に困窮した村方(具体的には戸長・副戸長などの村役)が、十二座の所有管理していた宮附の田畑山林(主なものは山林二十町)を村の共有財産として売却してこれに対処したことに端を発し、この対立が明治十三、四年(一八八〇〜一)の神社の屋根替えと改築によって一層激化して、遂に裁判に及んだようである。これが明治十五年(一八八二)のことであるが、ただ前稿では、座方から告訴したように記したけれど、これはどうやら誤りで、やはりあくまで所有管理権を手離さなかった座方に対し、業を煮やした村方が法廷に訴え出ていることが裁判記録から明らかになった。従って、これが修正すべき第二点である。不十分な情報による推測だと、時にはこういった誤謬を招くから、注意せねばならぬと自戒する次第である。

さらに、裁判記録及びその後の現地の補捉調査によると、裁判の経緯、プロセスにおいて、どうやら座方に仲間割れがあったようで、これが判決

にも何らかの影響を与えたとみられることも、この係争事件をめぐる新たな事実として看過できない。そして同時に、判決に当たっての裁判所の立場に、明治政府の神社政策すなわち国家神道確立のための姿勢が汲みとれ、これが結果として、株座(十二座)の村座化を早めることにもなったと考えられる。この点は私も問題として気付いてはいたのだが、具体的な手掛りがないままに前稿では触れずにいた。これは宮座一般にも通ずる問題だけに、あらためて新しい問題として、本稿で少しく論じてみたいと思う。

また、旧十二座に属する家筋として、前稿では、伊藤民部(現当主は晋)、伊藤吉兵衛、伊藤齊兵衛(音吉)、川端彦兵衛(彦三郎)、藤野茂エ門、勝田善蔵(善蔵)、勝見善助(武次)の七家を取りあえずあげ、他の五家は不詳だと記しておいたが、これも裁判記録やその後の補足調査で、修正を要することが判った。しかし、なお確証を欠くものも若干あり、この十二家については遺憾ながら未だに確実なことは不明である。ただこれは、ことが十二座という株座の実態にかかわることだけに、北小松の歴史・社会階層構造と不可分だから、立入った考察が当然、必要だ。この点は前稿では殆んどなされなかったもので、本稿では多少なりとも考察してみたい。以上、前稿の補遺として、前稿の修正箇所を明らかにするとともに本稿で扱う諸問題を予め提示した。以下、裁判の経過に即して、記述考察をすすめてゆくことにする。

## 1 第一審における諸問題

大津始審裁判所における第一審の記録書類として現存するのは、「明治

十五年第二百一號、宮世話役附箱不渡、裁判言渡」及び同じく「裁判案」並びに「明治十六年第十一號、地券証取戻、裁判言渡」である。この他に、「訴状受付録」という書類綴の明治十五年分の中に、前記の「宮世話役附箱不渡」が第二百一號として記載され、また、同じ明治十五年分の中に「地券証取戻」が第二百五十號として記載されている。さらに、明治十六年分の中に、「地券証取戻」が第十一號として記載されている。ここで云う裁判言渡は今日の判決（主文）に当り、裁判案が判決理由に相当するものと、みてよいのだろうと思われる。訴状受付録は単なる受付簿だけではないようで、細かく枠欄が仕切られ、そこに日付と裁判経過が朱筆記入される仕組みになっており、一種の記録簿として使用されたらしい。（写真C1参照）

ところでこの北小松の宮座係争事件は、「宮世話役附箱不渡」と「地券証取戻」の二つの訴訟で争われている。前者は明治十五年八月廿二日に訴状受付があり（二百一號）、後者は九月廿六日に受付られた（二百十五號）。そして前者は八月廿二日、十月五日、十月三十日、十一月五日の四回に涉って審理があり、後者は九月廿六日と十一月六日に審理が行われ、十一月廿四日に何れも裁判が開かれたが、落着せずに翌十六年に持越された。そして前者は十六年秋まで特に審理はなく、後者があらためて十六年第十一號として一月十七日に訴状受付がなされ、この年は一月十七日、二月十四日、八月廿四日、九月廿五日、十月四日の五回に涉って審理がなされた。他方、後者は前者の審理進行を待って十六年九月十七日、十月四日に審理がなされた。そして両件とも十月六日に裁判が開かれ、ともに一審の判決が下されて、いずれも被告の敗訴となった。この判決に対し、前者

の被告は十二月七日、後者の被告は（実は同一人）十月十九日に、それぞれ大阪控訴裁判所に控訴届を出している。

以上は明治十五・六年の各「訴状受付録」に依って裁判の審理経過の概略をたどったものだが、この経過に窮われるように、両件は元來、事の本質が同じなので、法廷でも不可分のものとして、慎重に審理裁判している。何故、二つの訴訟に分けたのか、そうした事情はこれらの資料や現地調査から明かにしえない。おそらく、当初、宮世話役附箱不渡として訴えたが、問題をより明確にするために、更めて地券証取戻を訴えたものであろう。すなわち、宮世話役附箱いわゆる帳箱は、箱そのものに価値があるのではなく、要するにその内容物、とりわけ神社附属の財産である田畑山林の地券証類に価値があるのだから、両案件はもとも同一の案件として審理裁判するのは当然というわけだ。前者では原告が松井武右エ門（明治十五年当時47歳・樹下神社世話役、いわゆる宮世話）、被告が勝見八左エ門（47歳）及び福島源左衛門（39歳）である。後者では原告が松井武右エ門と万木伝兵衛（48歳・当時の戸長）、被告が勝見八左エ門である。両件では原告・被告に少しのズレがあるが、種々の事情を勘案すると、両件を通じての原・被告の張本人は、戸長で村方代表格の万木伝兵衛と十二座代表の勝見八左エ門であることは、まず間違いない。明治五年（一八七二）に戸長制がしかれてから十八年（一八八五）に廃止になるまで五代の戸長が数えられるが、万木伝兵衛はその五代目で、この係争事件が起った明治十五年から十八年まで勤め、相当の実力者であったようだ。他方、勝見八左エ門は、嘉永六年（一八五三）の夏祭行事記録に宮物長舎四人の連名が記されているうちの、筆頭に当番として名が上っている勝見八郎兵衛の

息子(五男)で、その分家である——明治六年の戸籍による。<sup>(3)</sup>この長舎

(者)は、当時の北小松の四町内(辻・中在路・北出・上出の四町)で、由緒ある家格の物持が各一人ずつなる祭礼の実質的な執行者であったように、株座としての十二座が厳存していた頃のことだから、長舎もおそらく十二座の座筋の家のものであったろう——前稿に記したように、この係争事件後、村座化してからは、長者は全く長者町制に変わって(当家制から当町制に)、長者の意味も形態もかなり異なるようになった。また、この勝見氏は、天正五年(一五七七)の「佐々木未流、川端彦太郎常信日誌」の中にある宮座々組図にその名がみえる——この日誌の現物たる古文書はないが、その写しが川端彦兵エ家(現当主、彦三郎)及び勝見八左エ門家(武次)にある。なお、この佐々木未流は、いわゆる近江源氏の一族とされている。(福島氏も万木氏もこの座組図に、その名がみえる……後述、注11参照)従って勝見氏は古くから座株に列していた一族だったことが窺われる(福島氏も同様)。かくて、勝見八左エ門が十二座の実質的な代表格として実力者であっても少しも不自然ではない。原告の他の一人、松井武右エ門は宮世話役としての立場から、万木伝兵衛とともに原告になったように、後にみる如く、この宮世話役の選出法と性格が、裁判の一つの論点でもあった。

さて、判決の内容をまず「宮世話役附箱不渡」の方からみてみよう。いわば判決本文に相当する「裁判言渡」は短いので、次に全文を掲げる。

裁判言渡

滋賀県近江国滋賀郡北小松村平民 樹下神社世話役 松井武

右エ門代言人

原告 中山勘三

同村平民

被告 勝見八左エ門

宮世話役附箱不渡ノ訴訟本案ノ裁判ヲ為ス如左

被告ニ於テハ原告請求スル箱ハ十二座ノ私金ヲ以テ製シタルモノナレハ之ヲ引渡ス理由ナキ旨申立ルト雖モ其私金ヲ以テ製シタルノ証跡ナク殊ニ該箱中ニ蔵スル所ノ書類ハ一トシテ樹下神社ニ関係セサルモノナシ然テ則被告人仮令自ラ十二座ト称スルニモセヨ今日ニ在テハ樹下神社ニ対シ何等ノ関係ヲモ有セサル人ナルカ故ニ所有物タルノ証ナキ上ハ之ヲ所持スルノ謂ハレナキモノニシテ即チ神社ノ事務ヲ管理スル宮世話役ニ附属スヘキヲ当然ナリトス因テ被告ハ箱有姿ノ假速ニ原告ヘ引渡スヘキ事  
大津始審裁判所

判事 松本正忠 ㊦

判事補 山内 璞 ㊧

但訴訟費ハ被告ノ負担タル可シ

これで見ると、被告勝見八左エ門が宮世話役附箱(いわゆる帳箱——写真C2・3参照)は私金で作った私物であるという申立によって、引渡を拒否したことは、如何にもまずい言訳だと言わざるをえない。この申立を通そうとする限り、首尾一貫せぬ矛盾が次々に出てくるからで、判決はその点を鋭くついているわけだ。そればかりか、判決は被告に対して「仮令自ラ十二座ト称スルニモセヨ今日ニ在テハ樹下神社ニ対シ何等ノ関係ヲモ有セサル人」と断定し、極めて冷たく、おおよそ宮座(とくに株座)に対する認識や理解は殆んどと言ってよいほど示していない。<sup>(4)</sup>ただし、今日ニ在

テハと述べているのは微妙な表現で、過去における十二座の権限や機能には、ある程度の理解をもっていたようにも汲みとれるが、それにしても、この時点（明治中期）で、かかる見解を示していることは注目すべきである。おそらく、明治政府の神社政策が、国家神道形成初期の基本線に沿って動き出していたことと無関係ではないと思われ<sup>(3)</sup>る。

それはともかく、次にいわば判決理由に相当する「裁判案」には、被告申立のより詳しい内容とそれに対する判事の見解が論述されているから、これを検討してみよう。「裁判案」はやや長文なので、全文を掲げるのは差控え、要点を記述してみる。

まず、この訴訟で審問を始めたところ、被告は左の三項を以て答弁した。  
(一) 原告は宮世話役ではないから、宮世話の名義で訴を起すのは不当である。

(二) たとえ宮世話役であったとしても、神社の物件に関する訴を起すにはおのずから手続があるはずだが、正当な手続をふんでいない。

(三) 原告に対し異議を唱うるのは被告二名（勝見八左エ門と福島源左エ門）だけではない。従って、十二座一同に対して訴を起すべきである。

これら三項について、当裁判所はそれぞれ次のような裁断を下すものである。

(一) 原告は宮世話役を公選したと云い、被告はそうでない<sup>(4)</sup>と云うが、樹下神社が私有物であると主張する被告が、宮世話役を選挙するはずがない。ところで、樹下神社は決して被告の私有物ではなく、一村人民の氏神であった、その事務を管理する宮世話役は当然、公選でなければならぬ。公選であったことは、村総代四名の連署による証言で明らかであ

り、また村民の多くが同様な証言をしている。これに対し被告は、これらの証言は原告側の党派に偏るから、公選の事実と方法を示せと主張しているがこの主張は不当である。何故なら、被告が先に記名押印して大津治安裁判所に差出した手続書中に、氏神付属の田地等は十二座の者が支配してきたのに、本年に限って村方より宮世話と称して勝手に宮世話役を人選した云々とあること、及び当裁判所への答弁書にも同様趣旨の申立があるが、これらはおのずから宮世話役の公選を証拠づける適切な事実だからである。

(二) 被告は訴訟手続について、明治十年太政官第四十三号布告及び明治十四年内務省乙第三十三号達を引用しているが、前者は杜寺が他人に対し義務を負担する場合に充当すべき法律であり、後者は杜寺に関する願届を行政庁に進達する場合に充当されるべきものだから、本件のような場合への適用は不可である。

(三) 十二座一同を相手どって訴訟せよとの被告の主張は、現に物件を所有しその引渡を拒むのが被告二名であるから、原告が之を相手どるのは至当である。

右の理由により被告の申立は相立たぬ。

以上が「裁判案」の要約である。これで見ると、(一)における判決理由の論理は、先に「裁判言渡」のところでも触れたように、被告が神社やそれに附属する物件を私物視して、所有管理・支配するという立場をとる限り、いかにその古来よりの慣行制度たるを主張したとて、対抗し得ぬ前提に立っている。それは言うまでもなく、樹下神社は決して被告の私有物ではなく、一村人民の氏神である<sup>(5)</sup>という裁判所の基本的見解である。

(二)については、代言人(弁護士)の弁護努力が当を得なかつたのか、被告の主張は軽くかわされ、一蹴されているという感じだ。(三)もまた同様で、総じてこの「裁判案」における判決理由には、被告の申分から汲みとられた部分は皆無といえるほどみられず、正に被告側の完敗である。

次に、もう一つの案件「地券証取戻」については、判決理由に当る「裁判案」はなく、判決主文に相当する「裁判言渡」しかない。

これも短いものだから、全文を掲げる。(写真C4参照)

裁判言渡

滋賀県近江国滋賀郡北小松村 平民

松井武右エ門

万木伝兵衛 代人

同県同国同郡上平蔵町 平民

原告 北川文右エ門

同県同国同郡同村 平民

被告 勝見八左エ門

地券証取戻ノ詞訟審理判決スル如左

被告ニ於テハ原告請求スル地券ハ社有地ニハ之レナクシテ十二座ト称スル者ノ共有地ナル旨申立ルト雖モ現ニ地券名受ヲ為シタル伊藤友長ハ甲第二号証ニ於テ自ラ社有地ナリト明言セリ加之被告ハ検地帳名寄帳ニ御宮田トアルハ伊藤友長ノ名義アル地券証ナリト申立タリ以上ノ数証ニ依リ本訴地券ハ社有地ナル事明白ナルニ付被告カ之ヲ所持スル道理ナキモノトス因テ原告請求ノ通り速ニ引渡ス可キ事

但訴訟費ハ被告ノ負担タル可シ

大津始審裁判所

判事 松本正忠 ㊦

判事補 山内 璞 ㊦

ここで問題にされている地券証なるものが、具体的に何処のどれ位の如何なる種類のものではあつたかについては、いまここで明かにしえないが、それが名義上、伊藤友長の所有地として登記(名受け)されており、従つてその実質が樹下神社附属の社有地(いわゆる社領)なのか、それとも十二座の共有地(座田とか座林)なのか、というのが裁判の争点であつたようだ。伊藤友長は現宮司、伊藤晋氏の祖父であつて、当時の宮司であるが、社伝によると、寛喜二年(一二三〇)に伊豆伊東から当地に移住した伊藤民部祐治による神社の建立に由来する累代神職の継承者である。前掲の昭和八年(一九三三)の「小松村々史作成準備資料」によると、徳川期にこの地は幕府天領であつたが、徳川初期(元和三年、一六一七)には社領として石高で百石、他に山林五十余町が付され、また中期(享保三年、一七一八)には石高で百八十九石の社領を有し、幕末までそれが継続した、とある。いずれにしろ、この係争事件の明治中期でも、名義はともかくとして、まだ相当の社有地が実質的にあつたことは確かであろう。そして係争事件が起るまで、この宮附の山林田畑の実質的な所有管理権を十二座が支配してきたのも、ほぼ疑いない事実であろう。そして問題は、この支配権を以つて、宮附財産を十二座の共有地と認めうるかどうかという点にかかつているわけだ。判決は、社有地(宮附財産)であれば——たとえ所有管理権を十二座が支配してきたとて——十二座の共有地ではない、とするもので十二座の権能はいささかも認めていない。これは、前の案件「宮世話

役附箱不渡」で示された見解と揆を一にするもので、社有地Ⅱ公(村)有地、十二座(宮座、この場合、株座)の共有地Ⅱ私有地という考え方である。従って、ここでも被告である座方の申立は、原告である村方の主張にくらべ極めて説得力の乏しいものでしかなかった、ということになる。伊藤友長の証言は、先にも述べた裁判所の基本的見解——樹下神社は決して被告(十二座)の私有物ではなく、一村人民の氏神である——を裏付ける作用をしたということにもなる。なお、証人として呼出しをうけた伊藤友長への呼出状が伊藤晋氏のところで見つかったので、参考のために写真に掲げておく。(写真C5・6参照) かくて、この場合の被告の申立も、甚だまづい言分だったわけである。

ところで作製年月の記載はないが(多分、明治十年代前半)、「伊藤友長に租れる地租に付明細簿」というものが、伊藤家にある。これは土地台帳からの抄録をもとに友長が整理した帳簿といったものらしい。(写真C7) (11参照)

いま、これを十分に分析する手段と能力をもたぬのは甚だ残念であるが、当面、できることだけでも試みてみよう。これによると、問題の伊藤友長にかかわる土地は、地籍(字・地番)別、種類(田・畑・宅地・山林原野)別に記され、さらにそれぞれ面積(反別)・地価・地租が記載されているが、これらは全体として、御宮、辻町、伊藤友長の三つに区分されている。この三区分は登録名義上の区分だろうと思うが、このうち辻町というのは、その実、何を意味するのか定かではない。辻町は北小松の四町のうちで、最も農業中心の地域で、十二座の座筋の家が多かったようだから、あるいはこれが、いわゆる座田に当るものだったのかもしれない。面積も

他の二つにくらべ、ずっと少い。そして、何故かこの区分の頁だけが朱筆で大きくX印が引かれているが、これはもしかすると、座田であるために、問題の地券証と関わりがあったからなのかもしれない。しかし、座田云々は私の勝手な単なる推測でしかないから、みだりにこうした臆測をしてはなるまい。三区分の内容を略記すると次の如くである。

宮ノ分

田 六畝

畑 十八歩

宅地 三畝 一步

山林 九町五反二畝十三歩

(計) 九町六反二畝 二歩

地価 百十八円 七錢

地租 二円九五錢三厘

辻町

田 二反一畝二四歩

畑 七歩

宅地 七歩

山林 一畝 八歩

(計) 二反四畝 三歩

地価 九六円 一錢

地租 二円四十錢

友長ノ分

田 八反一畝廿三歩

畑 一畝十五歩

宅地 四畝 一歩

山林 一町三反

(計) 二町一反七畝 九歩

地価 三二八円十七銭

地租 八円十八錢五厘

これで見ると、宮ノ分として明記されているのは、殆んど山林で九町五反余、田は極くわずかで六畝にすぎない。辻町ノ分は逆に山林はほんの少しで、田が主であり、二反二畝強、地価地租から推して（地租は地価の定率百分ノ25……明治十年改正）、良田と思われる。友長ノ分は田も山林も相応にあつて、それぞれ八反二畝強、一町三反であり、地価地租も応分のものと思われる。この友長分の田地山林は、当時の資料（土地台帳）からみると、経済階層としては伊藤家はやや上層に属するものとしてよいだろうだ。

ところで、前掲の判決（裁判言渡）にある如く「原告が社有地トシテ請求スルモ、被告が十二座ノ共有地ト申立テコレヲ拒否シテイル」問題の地券証は「伊藤友長ガ地券名受ヲ為シ」そして「社有地ナリ」と証言したわけだが、この地券証が一体、ここでの区分のどこに属する土地なのだろうか。この点は、先述したように、いまここで明かにしえない。だがおそらく、判決の文脈や他の事情から推しはかつて、辻町分及び友長分にそれがあつたのではなからうか——多分、山林ではなく田地だろう。そして伊藤晋氏によると、この係争事件後、伊藤友長家の財産（田地）はぐっと減り、一時、経済的苦境に立たされたとき、子供の頃によく聞いたという。それは

「五反七畝に切りつめられて、よその一畝の米もなし」という詞句が伊藤家周辺で口にされたほどで、残された田地は山あいのひどい田であつたといふことである。いずれにしても、友長名義の田地の相当部分がこの裁判の結果、社（公Ⅱ村）有地ということになつたわけである——時期的には次の控訴審での敗訴後。

なお私は先に、被告の申立のまずさを、十二座がそれなりに公的性格をもつていたであろうに……とする考え方から批判したが、他方もしかすると、被告は本当に十二座や神社の管理運営を私物視していたのかもしれない。いわば、株座の特権をほしきままにしていたのかもしれない。そうした独善的言動の現れが、法廷の内外であつたかに窺われるふしがなくもない。だとすれば、それは氏子一般や村方の反感を招いたばかりでなく、十二座内部での仲間割れを生ずるきっかけともなつたであろう。さしずめ、この場合の伊藤友長などは、一種の仲間割れとみられる面がある。その他、種々の事情がもたらしたと思われるが、そうした事実を思わせるのが次の控訴審である。

## 2 控訴審における諸問題

前述した如く、大津始審裁判所（今日の大津地裁）における「宮世話役附箱不渡」と「地券証取戻」の二つの第一審は、ともに明治十六年十月六日の判決で被告側（座方）の敗訴となつたが、被告（同一人）はこれを不服として、前者を同年十二月七日に、後者を十月十九日に、それぞれ大阪控訴裁判所に控訴の申出をしている。

これが何月何日付で受理されたかは、大阪高裁（当時の控裁）に大津地



裁のような「訴状受付録」がみられぬので判らぬが、高裁に現存する原本としては、「明治十六年第八百七十八号、裁判言渡案」及び「明治十六年第七十二号、裁決書」の二つがある。<sup>(7)</sup>この二つは何れも「宮世話役附箱不渡」についてのものであって、「地券証取戻」に関するものは見出すことができなかった。次に掲げる「明治十六年第八百七十八号、裁判言渡案」の文中に、第八百七十九号地券証取戻ノ控訴云々とあるから、別にこの第八百七十九号があるはずと思ひ、何度も探索したのだが、遂にその現物は見当らなかつた。

如何なる事情でこれが欠けているのか判らぬが、次に掲げる第八百七十八号でも明らかのように、両件は元来、同一のもので、第八百七十九号がなくても、当面は考察に差支えることはない。<sup>(8)</sup>(写真C12参照)とにかく、いわば判決主文に当る「第八百七十八号、裁判言渡案」の全文を掲げておく。

明治十六年第八百七十八号

所長代<sup>㊤</sup> 副判事<sup>㊤</sup> 主判事<sup>㊤</sup>

裁判言渡案

滋賀県近江国滋賀郡北小松村平民 勝見八左エ門代人

同県高島郡勝野村寄留

熊本県土族

原告 金子光人

同県同国滋賀郡北小松村平民 松井武右エ門代人

同県同郡同村平民

被告 松井卯七

宮座の社会人類学的調査 III

同県同郡同村平民 万木伝兵衛代人

同村平民

被告 西島斉兵衛

宮世話役附箱不渡ノ控訴審理ヲ遂ル処本案樹下神社宮世話役ニ附属ル帳簿保存ノ箱ノ一件ハ本日裁判言渡シタル明治十六年第八百七十九号地券証取戻ノ控訴ト事異ナリト雖モ争フ所ノ旨趣ハ同シキヲ以テ原告ノ訴旨相立タス到底始審裁判ノ通相心得訴訟入費ハ原告ノ負担タル可シ

明治十七年四月廿九日 大阪控訴裁判所

主任判事 大園 孝賛

判事 土居 徹

書記 社越重次郎

これで見ると、控訴審では原告と被告が入れ替っている。そして被告(村方)二名がそれぞれ代人(代言人?)をたててはいるが、この代人は北小松村の同じ村民で、どうやな形式的であるかにみえるのに、原告(座方)は専門的な代言人とみられる金子光人において、万全を期しているかに思われる。但し、次の「裁決書」では、被告は第一審と同じ代言人の中山勘三をおいているから、この見方はうがち過ぎかもしれぬ——原告は、「裁決書」では別の代言人、渡辺繁八になっている。なお、原告(第一審の被告で座方)は第一審の代言人は松宮嘉七であって、要するに、そのたびに何度も代言人を替えているから、この裁判の成行で如何に苦窮に立っているかが、これで窺えるわけだ。その他に、特に注目すべき点はない。かくて問題なのは次の「明治十六年第七十二号、裁決書」である。

この「裁決書」は、この場合、いわば判決理由に当るとみてよいが、やや長文で字句文章の表現がわかりにくいので、前に触れた第一審の「裁判案」の場合のように、要約して示すことにする。(本文は、写真C 13・14 参照)

宮世話役附箱不渡の予審判決を不服とした控訴について審理をすすめてきたが、ここに左の如く裁決を下すものである。

原告は、明治十年太政官第四十三号布告及び明治十四年内務省乙第三十三号達を引用し、樹下神社の社務を弁理しその附属物件を管理してきた自分らをさしおいて、別に被告が宮世話役に選ばれた手続及びこの裁判の起訴手続が不当だとして、いろいろ答弁申立を行ったが、これは次のような諸理由から認めることができない。

(1) 被告が第十六号証言で示した、明治九年十月廿一日付滋賀県令ノ達「近江国泉郷村社別冊」によれば、樹下神社は北小松村鎮守の村社であつて、氏子たる北小松村人民が氏神として尊崇するものである。従つて、社務遂行上の必要諸帳簿を蔵置する宮世話附箱を管理する宮世話役が委任されなくてはならぬが、これは明治十五年八月十日に村惣代が被告(松井武右エ門)にその役を委任したと第一号証言で述べており、選出手続は別に不当ではない。

(2) 被告は第二号証言で、明治十五年七月廿八日に藤野松兵衛、伊藤治左エ門、藤野市郎右エ門及び原告(勝見八左エ門、他に福島源左エ門)に対し、宮世話役附箱を引渡すよう願ひ出たとしている。そして同じく第四号証言によれば、八月十日には右の藤野松兵衛、伊藤治左エ門、藤野市郎右エ門はこの請求申出に応ずるべきだとしたのだが、

原告らはこれを拒否し続けた。従つて、被告が該箱の不渡を原告どもを相手どつて起訴したのは当然であつて、起訴手続に不当なことはない。

(3) 其他、原告は、被告が行つた第十四号以下の諸証言は起訴後におこつたことを述べていることだから無効である、と陳弁しているが、これらは先の第一号証言を礎かめるに足るものであつて、決して無効ではない。

(4) さらに、明治十年太政官第四十三号布告及び明治十四年内務省乙第三十三号達は社寺のため全般を借入れたり、社寺総代を選ぶ場合に適用さるべきもので、単に宮世話役やその話方を委任する場合には適用できぬから、これを引用する原告の申立は認められない。

右の諸理由からして、原告は始審裁判の通り相心得、本案件についての異議申立をなすことはまかりならぬ。

なお、本案件において緊要でないそれぞれの細かな申立については、一々裁定はしない。また、訴訟費用は原告が負担すべし。

右の「裁決書」要約でわかるように、この控訴審での原告(座方)の主張は、先の第一審の「裁判案」でみられた主張と殆んど同じである。そして、これに対する裁判所の見解は、第一審と第二審では論拠とする事実や証言のとりあげ方及び論述展開に若干のズレや深淺があるにしても、基本的には同様である。ともかく、この「裁決書」における大阪控裁の見解を、先の「裁判案」における大津始裁の見解と比較しながら、少しく検討してみよう。

まず、宮世話役選出手続の正当性については、第一審では、座方が樹下

神社を私物視する点の誤りを鋭くつき、これが公有であり、そして宮世話役も公選であることを、村惣代や若干の村民の証言によって認め、他方この証言に党派の偏りありとして、選出手続の不当性を申立てる座方の主張は一切認められなかった。この点について第二審では、座方の神社私物視にはもう触れていないが、これが氏神たる村社である所以を法令にもとづいて強調し、社務にたずさわる宮世話役が公的に委任されたという見解を、村方の証言をとりあげた事実認定によって行っている。そして、座方のかねてからの主張は、ここでも一切認めていない。このように第二審は第一審よりも、いささかキメが細かくなっているのは当然だろうが、神社が公有公物たることを法令に依拠して強調した点が注目される。これは先にも述べたが、この時期の明治政府の国家神道の神社政策に沿った裁判所の見解が、第二審では、より具体的につよく打出されたとみてもよからう。

次に起訴手続の正当性については、第一審では、座方の明治十年太政官第四十三号布告及び明治十四年内務省乙第三十三号達の引用が不適であること、及び十二座のうちでも該箱を現に所有して引渡拒否をなす二名が起訴されるのは至当なこと、この二点で村方の正当性のみが専ら認められたのであった。この点について第二審では、前記二法令の引用不適が重ねて指摘されるとともに、十二座に対して具体的にどんな形で、いつ該箱引渡が請求され、それが如何なる経緯で二名に限られた起訴に立ち至ったかを、村方の証言をもとに認めるといふことで、起訴手続の正当性を裁定している。つまり、この場合も当然ながら、第一審よりも第二審は、多少キメ細かな事実認定をしたことになるが、座方の主張はここでも全く認めて

いない。

そして、ここで注目されるのは、座方においては起訴に至るまでに、転向派と強硬派といった一種の仲間割れがあったという事実である。これが結局は、裁判のその後の成り行きを左右するきっかけともなったのではなからうか、と私には思われる。十二座の結束が頂として強固であったのなら、おそらく一審・二審を通じての完敗というかかかる惨めな結果とは、多少とも異なるものをもたらしたのではなかつたらうか。転向派と強硬派のそれぞれの考え方、価値観、利害関係、及びこれらに対する村方の出方など分析さるべき事柄がいろいろあるが、今日の時点では、当面そうした資料は皆無に等しい。こうした問題に関して、みだりに云々するのは不穩当なので、問題の指摘のみにとどめておくしかない。ただ、仲間割れの事実があったという口承は、断片的なことを今日でも若干は耳にした。従って、たつぷり時間をかけて、もっとこれらを蒐集できれば、かかる問題にも少しはアプローチしうるかもしれないが、当面は難かしいし、また無理である。

ところで先に予告しておいたように、最後に、当時の十二座のメンバーが誰々であったかをまとめなくてはならない。前稿では不十分な聴取資料から、伊藤民部（現当主は晋）、伊藤吉兵衛、伊藤齊兵衛（音吉）、川端彦兵衛（彦三郎）、藤野茂衛門、勝田善蔵（善蔵）、勝見善助（武次）の七家をあげ、他の五家は不詳としておいたのだが、その後に本稿でこれまで見た諸資料からすると、若干の訂正が必要である。右の七家のうちで、伊藤民部は古くからの神職家（民部は——鎌倉初期に伊豆伊東からこの地に移って神社を建立したと社伝にある——初代の伊藤民部守祐治の直系を示す

家号)で、当時の家長たる宮司は伊藤友長だから、訂正しなくてよい。伊藤吉兵衛は民部家の古い分家で座員であったことは口承では確実で、且、前稿で示した明治十四年の宮座記録(前稿の写真A17参照)にその名がみえるから訂正しなくてよいが、今は絶家。伊藤斎兵衛(音吉)も民部の分家だが、口承での確実さは、吉兵衛よりも少ないので、保留した方がよからう。これよりも、前掲の二審「裁決書」にその名がみえる伊藤治左衛門(賢治)は、座員たることが疑う余地がないから、入れなくてはならぬ。川端彦兵衛(彦三郎)は、裁判資料には名は出ていないが、口承では座員たる事が確実とされており、且、前述の前稿での明治十四年の宮座記録(前稿の写真A18参照)にその名がみえるから、訂正せずともよい。藤野茂衛門は、座員であったという口承があるが、すでに絶家しているのので一応、保留した方がよからう。これよりも、藤野松兵衛と藤野市郎エ門(昭三)が前掲の二審「裁決書」にその名がみえるので、入れた方がよからうが、前者は今は絶家である。勝田善蔵(善蔵)も口承では座員だったというが、一応、保留した方がよからう——なお、事件当時は善蔵でなく善之丞であり、現当主も善蔵でなく英成と訂正。勝見善助(武次)は、本裁判の主役たる勝見八左エ門の家(前稿の善助は誤りで、八左エ門と訂正)である。そして前述のように(注3参照)、これと同一家系と見なされる勝見八郎右エ門(正俊)も座員に入れて然るべきだろうが、一応、保留しておく。そうすると、前稿で掲げた座員名以外で本稿での裁判資料に出てくるものとして、更に福島源左エ門(卯之助)を加えなくてはならない。

以上を整理すると、左の如くである(明治六年の戸籍簿参照)。

(氏名)	(生業・家号)	(明治十五年の年齢)	(現当主)
① 伊藤 友長	神職及び農・民部	51歳	晋
② 伊藤 吉兵エ	農漁・吉兵エ	60	(絶家)
③ 伊藤 治左エ門	農	39	賢治
④ 川端 彦兵エ	農・彦兵エ	41	彦三郎
⑤ 藤野 松兵エ	農	?	(絶家)
⑥ 藤野 市郎右衛門	農・市右衛門	47	昭三
⑦ 勝見 八左エ門	漁農	47	武次
⑧ 福島 源左エ門	農・源太	39	卯之助
以下は保留			
⑨ 伊藤 齊兵エ	農(明治十一年死亡・座休?)		音吉
⑩ 藤野 茂エ門	漁	56	(絶家)
⑪ 勝田 善之丞	旅籠・善蔵	41	英成
⑫ 勝見 八郎右エ門	農	64	正俊
これらの他に、前掲の前稿における明治十四年の宮座記録にその名が散見し、また、座員であったらしいとの口承があるものとして、左記がある。			
⑬ 木原 喜三郎	農	58	浩太郎
⑭ 木原 喜平治	農	62	一信
⑮ 勝田 助右エ門	農・舟大工	39	昌次

かくて、⑧までを確認できたとしてよからうが、⑨~⑮までのうちで、若干が座員だったのだろう——但し、⑮は戸籍簿で確認できず、また⑨は明治十一年死亡なので、座筋の家であったとしても、事件当時は座休と考

えられ、この両者が座員であった確率はやや低い。もつとも十二座とは云つても、必ずしも十二名(十二戸)を厳守したとは限らぬとも思われるから、これらのすべて、さらにこれら以外でも、こうした株家筋のもので座員たるものがあつたかもしれない。<sup>(11)</sup>

なお、これら一五戸の生業は右記でも判るように、明治六年の戸籍によると、殆んどが農業で、神職(宮司)たる①も生業としては農、そして漁業(鮫網)を兼ねるものが②と⑦(⑦は漁が主)、漁專業が⑩、舟大工を兼ねるのが⑭、旅籠專業が⑮となつてゐる。因みに戸数二〇七の北小松の生業別は、専農一一五、兼農一〇、専漁一三、石工一五、鑄工一、舟運六、旅籠六、舟大工四、酒造一、木挽一、桶商一、僧と教員六、雜二八である。そして、上記の家について当時の田地山林所有をひとわり調べてみると、少くて田五〇六反、最高が二町七反(⑧)、多いところで一町二〇三反といった程度、山林は半数が所有しないが、一四〇五町(②と⑧)から二〇三町といった具合である——戸別の数字は省略。これは当時の北小松の經濟階層としては、中から上だが、まず大部分が中層とみてよからう。北小松自体が經濟的な格差が少く、傑出した上層や貧しい下層が殆んどないようだから、十二座の家々に經濟的に裏打ちされた特権は別にないわけだ。

株座であつても、一般に、宮座の成立基盤の一つはこうした經濟的平等性にあると考えられるのだが、いずれにしろ、十二座々株の特権(成員性、メンバーシップ)の由来は、注11でも触れた如く、専ら血統的な家系の純粹さを誇る「家格」にあるようだ。それは、この地への移住開發につながるもののように、前述した、いわゆる近江源氏末流佐々木一族(川

端氏)や社伝に云う伊藤氏(神職家系)などを中心とする伝承に、一つの根拠があると考えられる。前掲の天正五年(一五七七)「佐々木末流、川端彦太郎常信日誌」という写本には、佐々木川端氏血脈次第と表記した一族家系図があり、それによると、遠く寛仁期(一一〇一七)に、五十九代宇多天皇の流れをくむ佐々木成頼が近江に居を定め、その後、永祿期(一五五八)に川端左近太夫輝綱に至つて始めて川端姓を名乗つたとされており、彦太郎常信はその嫡男で、この者が比良小松の地に愛宕の屋形を勧清したのが神社の起りだとされている。その後、比叡山延曆寺山門衆との角逐を経て、小松十禅師社となり、これに八幡・白髭・多賀など幾つかの小末社を包括したものが、やがて樹下神社になるわけだが、別の社伝に云うところの伊豆伊東からの来住者、伊藤民部守祐治による社の建立(寛喜二年、一二三〇)とのズレなど、両者の関係は全く不詳である。こうした史的考証は私の専門外で、どう分析したらよいか判らぬが、ともかくも、これらのものが複合しあつて神社ができたとすれば、中世末〜近世初期の北小松村落の形成に、在郷武士諸族が深くかかわつてゐることだけは疑いないし、宮座(十二座)の生成にこれが直接結びつてゐることも否定できまい。

#### 注

(1) 今回の調査は本年(一九七二)七月上〜中旬及び八月中旬の二回実施したが、裁判の實際知識に暗い私に、適切な御助言を明治大学法学部の江守五夫教授から頂戴し、深く感謝している。大津地裁民事訴訟廷事務室の大角正夫氏、岡田守氏、小森茂男氏、大阪高裁民事訴訟廷部の杉原圭三氏には御多用のところを親切にお力添えいただき厚く御礼申上げたい。また樹下神社の伊藤普宮司には、現地で一方ならぬ御厄介になつた。あらためて感謝する次第である。

(2) 裁判書原本以外の裁判記録の保存期間は、通常の場合、最長で十五年だから、この事件の場合などは、もちろん廢棄済である。この事件當時はわが国の

裁判制度が未発達で制度化も不十分であったから、現今とは何かと相違する点が多く、原本以外にも何らかの記録類があるかとも思われたが、やはりそうしたものは特に見当らなかつた。しかし本文で検討する前記の書類は、いわば原本に相当するが、その形式・内容に窺われる如く、現今とかなり異り、分析対象としては興味深いものを含んでいるように思う。

(3) 明治六年(一六七三)の戸籍によると、勝見八郎右エ門(この時55才)と勝見八左エ門(38才)の両家があるが、前者が勝見八郎兵衛の直系、後者が傍系とみられる。そして、生業は前者が農、後者が釣漁である。十二座と云っても、必ずしも十二戸に限定したわけではなからうから、両家(未分家)は同一座株の家筋と見なされていたものと思われる。前述の明治十五年「訴状受付録」の第二百五十号「地券証取戻」の被告欄に、勝見八郎右エ門という記入があるが、これは八左エ門の誤記と思われる。これからみても両家が同一座株の家として、同一視されていたのではなからうか。

(4) 株座にもいくつかの型があるようで、北小松の十二座がどのような型に入るのか、ということはいずれ宮座一般にかかわる「株座とは何か」という問題を論ずる折に考えてみたい。当面言えることは、少くとも株座は単なる私的団体ではないことだ。そうでなければ、当家制や年令階梯Ⅱ長老制などの公平・平等の原則が確立し得えないと思われるからである——北小松の十二座にもこれらの制度・原則は、もとより存在する。(前稿参照)株座成立の契機が如何なるものであったにしろ、株座は当初からその本質にかなりの公的基盤をおいていたであろう、というのが私の見方である。私がかつて、宮座(株座)の本質を「対外的に不平等Ⅱ閉鎖的だが対外的には平等Ⅱ開放的である」と述べたのも、右の見方があるからである。「宮座制覚書」、「民族学からみた日本」一九七〇、河出書房新社、所収、八〇頁)そして、株座の村座化は、言うまでもなく、この対外的な不平等Ⅱ閉鎖性の枠を外すことによって、公的基盤をより一層拡張し徹底させたのである、というふうな理解できはしまいか。北小松において、十二座から長者町(当番町)制という形での村座化が、右の脈絡に沿ってどの程度、実現されているかは重要な問題で、いずれ再論するつもりである。なお、この係争事件において、裁判所が宮座(とくに株座——この場合の十二座)に、もっと十分な認識と理解をもってくれたら、というのは、むしろ求める方が無理というものであろう。それにしても、本文で述べたよう

に、被告が帳箱を「私金で作った私物である」と申立てたことは、何としても下手な言訳で、これでは私に對する公を出せば、容易に足元をすくわれてしまふからである。実際に、判決はその通りになってしまったわけだ。従って、むしろ被告は、自分たちこそ正當な宮世話役である所以を、十二座の公的性格を説明して、検討すべきではなかつたか、と私には思われる。

(5) 村上重良氏によると国家神道の形成は四段階に分れる。①形成期、明治維新(一八六八)～明治二〇年代初頭(一八八〇年代末)、②教義的完成期、帝国憲法発布(一八八九)～日露戦争(一九〇五)、③制度的完成期、明治三〇年代末(一九〇〇年代後半)～昭和初期(一九三〇年代初頭)、④ファシズムの国教期、満州事変(一九三二)～太平洋戦争敗戦(一九四五)。そして、この係争事件があつた当時の①については、次の如き特色を指摘している。近代天皇制国家成立期の国家神道で、維新当初の神道国教化政策は、国民教化政策にかわり、明治十年代にはだ祭祀と宗教の分離によって国家神道の基本的性格がさだまつた。この間に、宮中祭祀が確立し、伊勢神宮を本宗とする全神社の再編成が行われた。この段階での国家神道の教義はふつう大教とよばれ、天皇崇拜と直結した神社信仰が主体であつたが、内容はなお流動的であつた。(村上重良「国家神道」、岩波新書、一九七〇、七八～八〇頁)。なお、傍点は筆者。従つて、この明治中期にかかる頃には、国家神道の性格が一応きまつて、その線に沿つた国民教化がすすめられ、神社政策も具体的に動き出している、とみてよい。この判決の主意や判決理由(次に検討する「裁判案」)の中に、かかる明治政府の政策意図の反映を、多少なりとも見出せるのではなからうか。

(6) 北小松では、一族(同一氏姓)のことをクルワと称し、冠婚葬祭をはじめ日常生活での結びつきがよいと言う。この点に関する立入つた調査がしてないが、先にも触れたように、前述の湖東・甲賀郡信楽町朝宮や同じ湖西の高島郡深清水のように、一族をそれぞれの株として、諸株の連合から株座が成立している形態の本質は、この北小松でもさして異ると思われない。とすれば十二座も、そうした意味では、諸株の代表的な家柄の家々が形成しているのだから、それなりの公的性格があるということも言えるわけである。

(7) 大阪高裁民事訴訟部によれば、明治二十九年と四十二年に火災によって庁舎が焼け、このために多くの裁判書類が焼失したという。従つてこの訴訟事件の頃の事件簿も焼失してしまつたが、幸にも明治七年頃からの判決原本は保存

されている。私が係官の御協力で探索した原本綴も、水漬しにあった形跡があつて傷んではいないが、丁寧に保存されてあつた。なお、控訴審で和解が成立した場合は、和解調書は五十年間保存された後に廃棄されるという。だから仮に本控訴審が和解成立したとしたなら、その調書は既になくなつていくわけだ——私は「前稿」では、(和解成立し)訴訟取下げに至つたものと思われ、とされていたのだが、それが誤りであつたことは、先に本文で述べた通りである。そして、控訴審が裁判で完結した場合は、原本は第一審原本が地裁に、第二審(控訴審)原本が高裁に、それぞれ永久保存されるのである。本件の場合は、正しくこれであつたわけである。

(8) 写真C12にみられる如く、文中の第八百七十八号の八の文字が消して九と訂正され、且、「同一ノ事件ナレハ」という字句が消され、欄外に「事異ナリト雖モ争フ所ハ旨趣ハ同ジキヲ以テ」と書込みがあつて、この部分が挿入されるようになっていく。これから察すると、あるいは、両件は同一のものと思われ、別個の裁判言渡案や裁決書が作製されなかつたのかもしれない。

(9) 明治初期のいわゆる排仏毀積の運動なども、滋賀県下には全国にさきがけて行われており、そうした流れが県下の神社再編成をいち早く達成させたと考えられる。明治九年滋賀県令ノ達「近江国県郷村社別冊」はかかる成果とみられるが、これを被告(村方)が証言で引用したのは、正に図に当つたもの、と言ふことができよう。滋賀県下の排仏毀積運動については、前掲、村上重良「国家神道」九九〜一〇〇頁参照。

(10) この係争事件の裁判原本を探索した際、偶々、大阪高裁において「明治十四年第二千三百三十八号社 有地券面訂正不旨の訴訟、裁決書」という一原本をみつけた。これは北小松の南約十五軒、滋賀郡南庄村(現在の天津市伊香立町南庄)の融神社(祭神は第五十二代饒天照天皇の皇子源融公)において当時、宮座組(株座で七十一名)と平座組(座外の氏子で三十一名)が座方の十二名名儀になつていた田地の所有権をめぐる係争した事件で、問題の背景や事件の個人の性格が北小松の場合に類似している。この事件も大津始審裁(北小松事件より一、二年早いで京都裁判所大津支庁であつた)で第一審があり、そこで敗訴した平座組(いわば村方)が大阪控訴裁に控訴しているようなので、大津地裁(当時の大津支庁)及び京都地裁で第一審の原本を探したが、うまく見出せなかつた。従つて、第一審からの経緯をたどることができぬのは残念だ

が、北小松事件と比較する意味で、この第二審原本に窺える裁判事情を少しくみてみよう。これによると、係争された田地山林は明治八年(一八七五)の地租改正の際、一村協議の上で宮座組の組員たる十二名の名儀を附して地券証が出されたのだが、その後、該地の所有権をめぐる、これを個人の私有地(すなわち宮座組の共有地たる、いわゆる座田座林)だとする座方と、それが神社の社有すなわち公(村)有地だとする村方(平座組)とが対立抗争し、裁判に及んだものであるようだ。双方にそれぞれの言分があるわけだが、申立の詳細は略し、裁判所の裁決とその理由を整理して示すと、次の如くである。

なお、座方の代言人は北小松の第一審における座方(十二座)の場合と同じ松宮嘉七である。

① 該地が古くから宮座組の一代持ないし廻り作で耕作された事実から、座方の管理運営権は認め得るが、これを以つて宮座組の共有地だと認定するには足らぬ。

② 該地が元禄期(一六八八〜一七〇三)の名寄帳に「御宮」となっているのは、単なる名儀上のことではなく、その当時、社有地たることを公認したが故に、そう記載されたとみるべきである。また、明治六年(一八七三)の野帳(かつての名寄帳、あるいはこの後の土地台帳に当る)に個人名儀となつていても、地租改正の諸事情からみて、その実は社有地なりと認められるべきである。

③ 文化年間(一八〇四〜一七)の寺社明細帳に該地について記載がないから、社有ではないという座方の主張は、当時の事情が不明なので認められない。

④ 寛政、享和(一七八九〜一八〇三)より嘉永、万延、明治十年頃(一八四八〜一八七七)までの帳簿には、いずれも「御宮分」とか「宮持」とあつて、社有地なることが明らかである。

⑤ さらに、明治に入つて地租貢課の際、該地には各個私有地よりも減課された事実があるので、やはり社有地と認めざるを得ない。

以上の諸理由によつて、該地の地券名儀は社有地に書換訂正さるべきであつて、座方は村方の請求に応ずべきである。

これでも判るように、かなりキメ細かな具体的例証を列挙して裁決しているが、要するに第一審で敗訴した村方は、遂に控訴審で明治十五年に勝訴できたわ

けで、この点、一審と二審では結果が逆転しているから、北小松の場合とは違  
うことになる。但し、村方が結果的に勝訴したという点では、同じである。こ  
れは多分、それだけ南庄では株座の勢力がよくなる結果も堅かったからだろう。

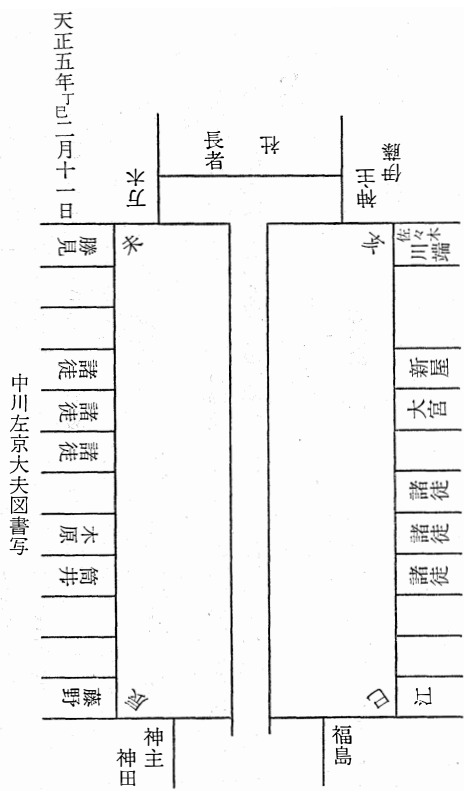
—— 事実、人数から云っても南庄では座方が村方の倍近くもあり株座と言  
いながら、村の大半を制する力をおのずからもっていたわけだ。これに抗して村  
方が勝利をうるためには、座方以上の結束をもつと同時に、どうしても裁判と  
いう公的な第三者の力を二度までも借りる必要があったのだろう。これに較べ  
北小松では、座方は株座とは言っても、そもそも十二座(十二名)で数的に劣  
勢であり、且、当初から仲間割れがあつて結束が弱く、裁判に及ばずとも、い  
ずれは村方の前に屈することは、時の勢からして、眼にみえていたとも言える  
のではなからうか。なお、こうした点に関連して言えば、北小松では原告被告  
が一、二の特定当事者であるのに、南庄では双方が数十名で集团的に争われ  
ていることも甚だ対照的である。

この南庄の事例は、地券証を直接、問題にしているだけに、北小松で欠け  
いた控訴審での「地券証取戻」の原本のことを考える場合にも、何等かの参考  
になるわけで、貴重な事例だと言つてよからう。

なお、現在もこの南庄(旧伊香立村)の融神社には、この当時の宮座組・平  
座組の違いは、多少の修正がなされたにとどまり、ほとんどそのまま維持され  
ている。即ち、旧宮座組は宮衆と称し、八一戸で構成され、旧来の組織を維持  
して、祭儀を特権的に管理運営している。旧平座組は村講と称し、七九戸で組  
織し、祭典には参加するが、座の行事儀礼には全く関与できない。氏子総代の  
割りふりも各々の戸数がほぼ同数であるのに、宮衆から四名、村講から二名と  
差別がある。かくて南庄では株座は事件後も現在までずっと存続し、一面で村  
講が併存するという形の、ごくわずかの村座化がみられるにすぎない。つまり  
係争事件の影響は大してなかったわけである。

(11) 先に本文で少し触れたが、大正五年(一五七七)の宮座々組図(写し)に  
は、社殿を背にしてそのすぐ左脇に神主伊藤とあり、これと対称的に右脇に万  
木、伊藤と向きあう形で左手の奥が福島、万木に向きあう右手の奥が神主神田  
となつている。真中が境内で中央に参道が記され、社殿の直前に長者(当家の  
こと)と書いてある。左手の伊藤と福島の間には、伊藤に近い方から、佐々  
木、川端、新屋、大宮、江の諸氏の名が記され、他にただ諸徒(モロト)とだ

けあつて氏の名が記されぬのが三つほどみえている。同様に、右手の万木と神  
田の間には万木に近い方から、勝見、木原、筒井、藤野の諸氏の名が記され、  
他に諸徒の文字が三つほど並んでいる。(左図参照)



これらの文字のうち、神主神田は姓氏ではなく、神田はシンデンで、おそら  
く座田のことではなからうか。また佐々木・川端は先にも触れたように、佐々  
木氏は近江源氏の一族で、川端はその未流として、このように称していたもの  
と思われる。新屋及び江という姓氏は現存しないが、江は後に野口に改姓した  
といわれ、本事件当時の野口新右エ門・65才(現当主は新内——野口姓は当時  
も今もこれ一戸)のみが、これに相当し、座員であつたらしいとの口承もあ  
る。その他の姓氏はすべて現存し、その殆んどは本文でみたように、前記の座  
員名簿(①⑧、及び⑨⑩)に出でくる。出ていないのは、万木、大宮、筒  
井である。万木は本裁判において、勝見八左エ門と対決した問題の万木伝兵エ  
(当時の戸長)をもつ一族の祖先であり、しかも座組図の位置からすると、こ  
の一族のステイタスはかなり高いようだ。因みに、勝見八左エ門の一族の祖先  
のステイタスもかなり高く、彼と組んで強硬派となつた福島源左エ門の祖先の  
ステイタスも相当に高いものとみえる。こうしてみると、万木一族の名が座



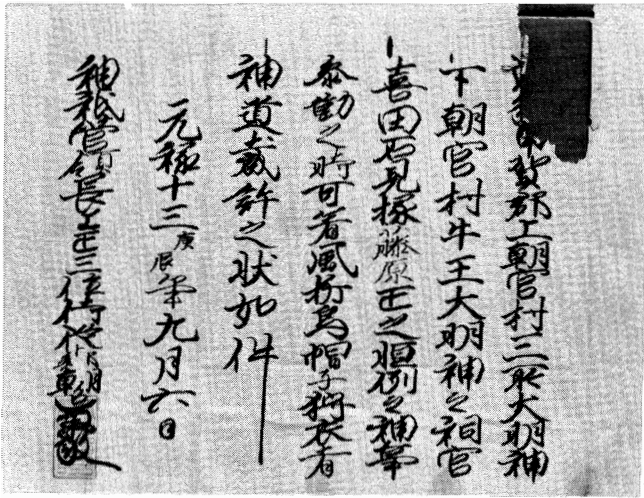
員名簿に出てこぬのは、もしかすると徳川末期に、何等かの事情で万木氏が座株から外され、そうした因縁がまつわって、明治初年からの事件当時にかけて、万木伝兵エと十二座（とくに勝見・福島両氏、とりわけ勝見八左エ門）との対立緊張があったのかもしれない。なお、明治初期の戸長は、この変革期の行政機構未端たる村落当事者として多忙であると共に、その権限も責任も重かったであろうから（福島正夫「地租改正」吉川弘文館、昭四三、一〇〇頁参照）、その立場にはつよいものがあつたに違いない。

筒井氏は名簿には出てこないが、この当時の筒井久治郎・64才（現当主は清三郎）が筒井氏一族の代表格であるから——嘉永六年（一八五三）の祭儀記録には宮惣長舎四名のうちに、筒井久三郎の名がみえる——これにも座員だったかもしれない可能性が幾分ある。名簿に出てこない大宮氏については、現存の氏姓なのだが、幕末からこの当時の宮座記録には、その名がみえず、座員だったらしい口承もないので、可能性はまずなからう。逆に名簿には出てくるが、古い座組図にその名がみられぬ氏は、勝田だけである。もしかすると、この勝田は、私が先に神田（シンデン）としたもの、あるいは新屋に当るかもしれない。いずれにしろ、天正期の座組図を参照しての考察は以上の如くであるが、十一、二の氏がすでにこの座組図にあるので、「十二座」という名称の由来も、こうしたところに関係がありそうだ。そしてまた、これからすると、十二座内部には、古くはかつて、座員（家）の間にそれ相応のステイタスの違いがあつたようで、一般に株座とよばれるものには、こうした型と、座内でのステイタスが平等なものとの、二つの型が差当って考えられるのではなからうか。なお、図中の諸徒は十二座以外の氏子だったのだろう。

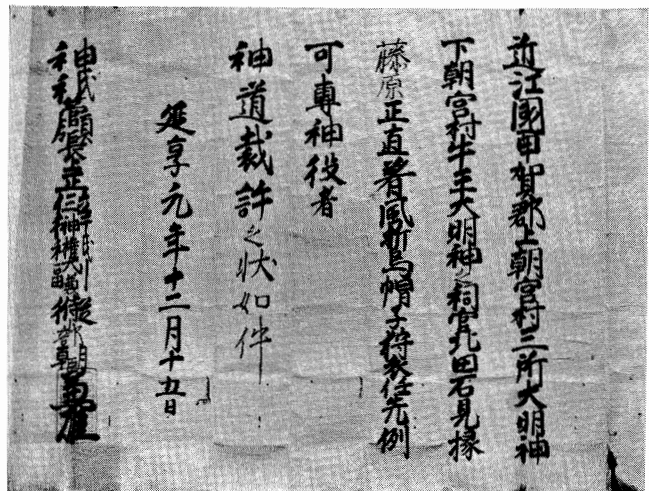
〔一九七三・一・二五・稿了〕



A-1 上朝宮三所神社の参道入口付近の家並と茶畑及び田地  
この鳥居は西方，下朝宮に向いている



A-2 卜部神道神祇管領家からの神職裁許状



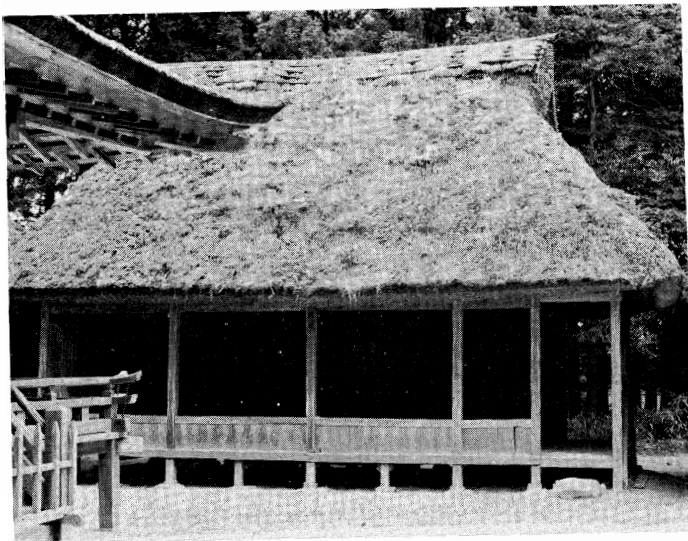
A-3 A-2と同じ

近江國甲賀郡上朝宮村三所大明神  
 下朝宮村牛王大明神稻宮曾和豐後三  
 源正次著風折烏帽子狩衣任先例  
 専守社職格式可抽太平精祈者  
 神道裁許状如件  
 天保四年三月廿四日  
 神祇官領長上正三位從<sup>新</sup>部朝臣良芳

A-4 A-2と同じ

近江國甲賀郡上朝宮村三所大明神  
 下朝宮村牛王大明神西積實史豐後正  
 條正信著風折烏帽子狩衣任先例  
 専守社職格式可抽太平精祈者  
 神道裁許状如件  
 弘化二年九月十日  
 神祇官領長上侍從<sup>新</sup>部朝臣良芳

A-5 A-2と同じ



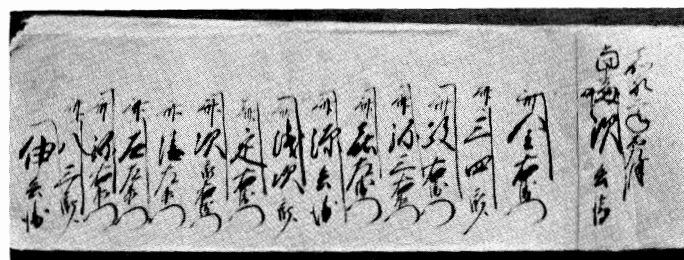
A-6 大座の座小屋



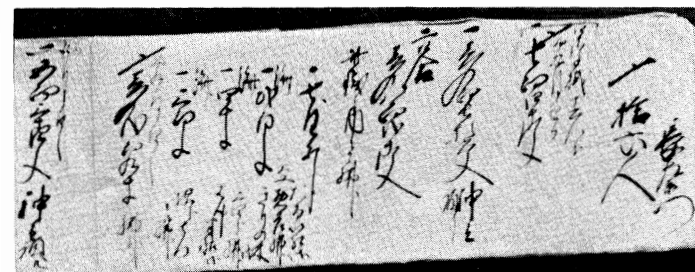
A-7 長野新宮神社の座小屋 左が大座，右が小座



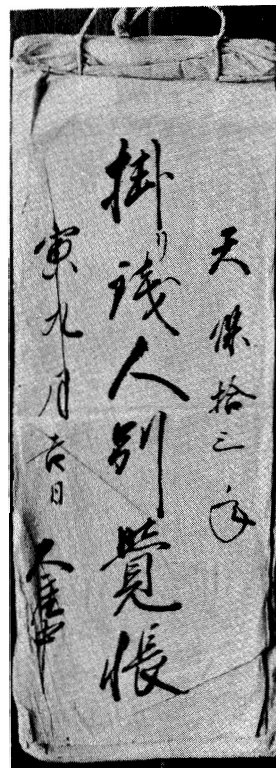
A-9 A-8の記録



A-10 嘉永2年(1849)の掛銭記録

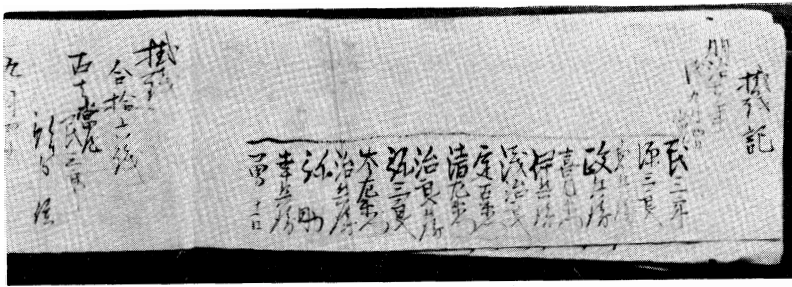


A-11 A-10に続く

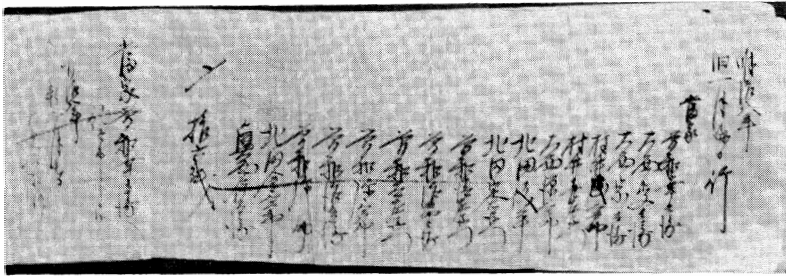


A-8 天保13年(1842)の掛銭人別覚帳

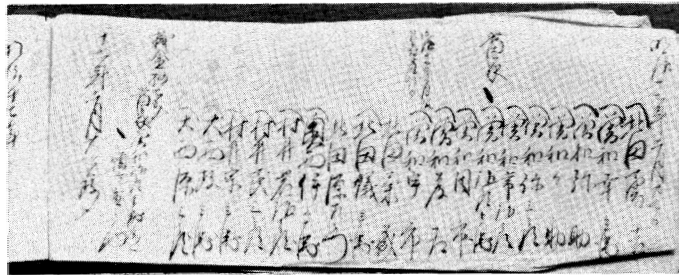
(A23まですべて大座)



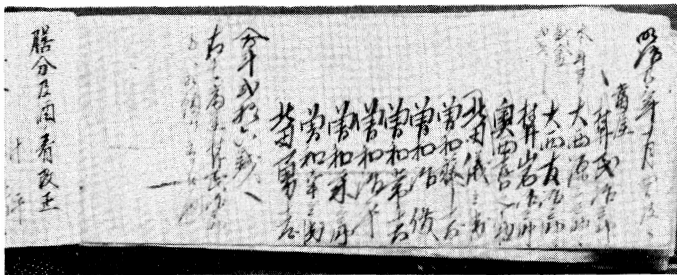
A-13 明治7年(1874)の掛銭記録



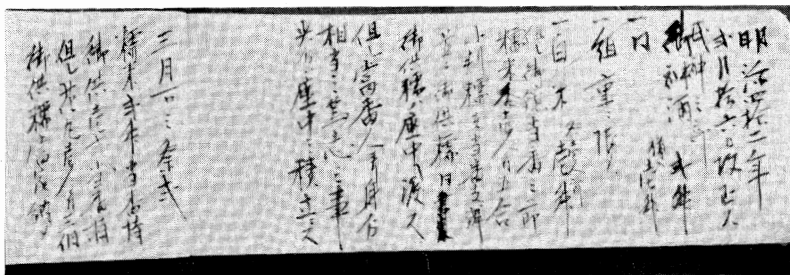
A-14 明治8年(1875)の掛銭記録—この年から苗字使用



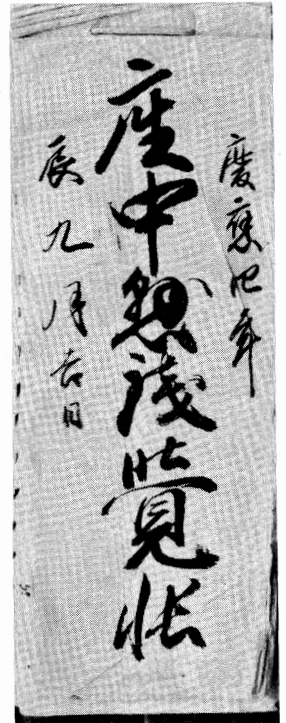
A-15 明治17年(1888)の掛銭記録



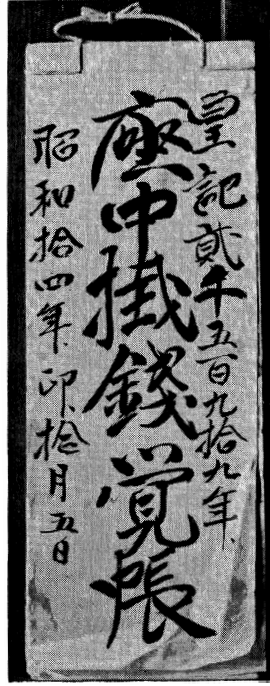
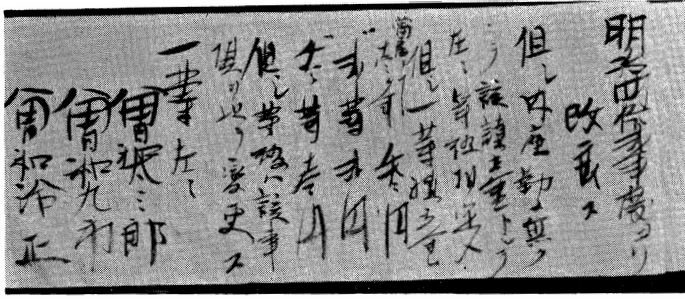
A-16 明治19年(1890)の掛銭記録



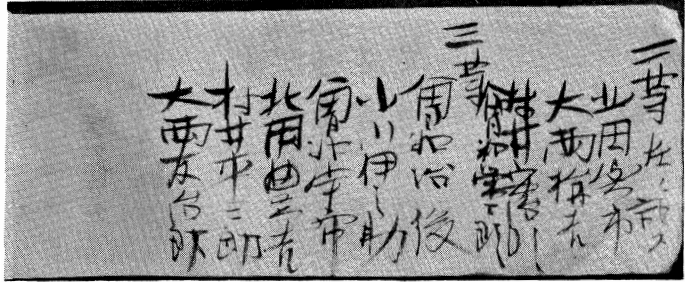
A-17 明治42年(1909)の掛銭記録



A-12 慶應4年(1868, 明治元)の掛銭覚帳

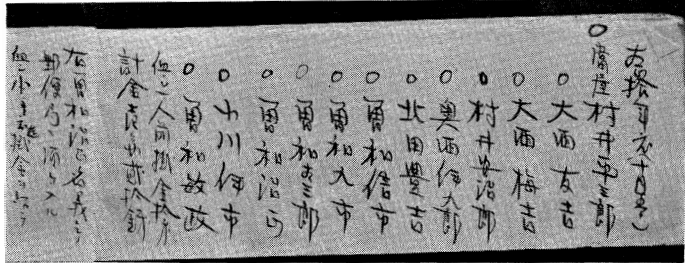


A-18 A-17につづく(等級制を設く)

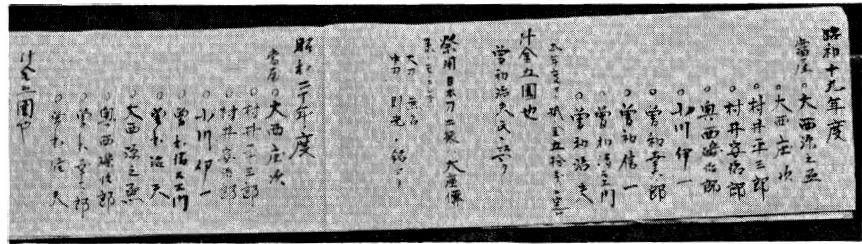


A-19 A-18につづく

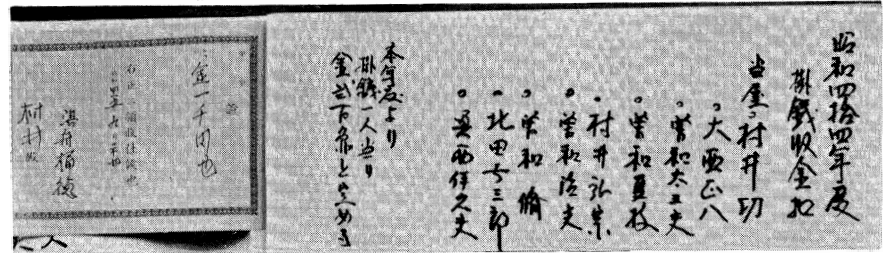
A-21 現在使用中の掛銭覚帳



A-20 大正10年(1919)の掛銭記録

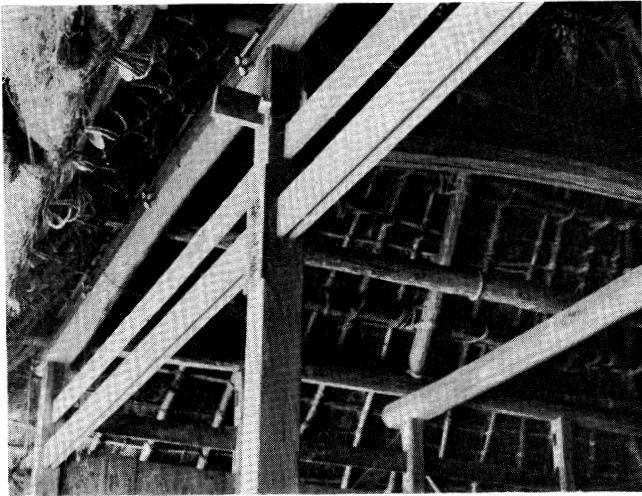
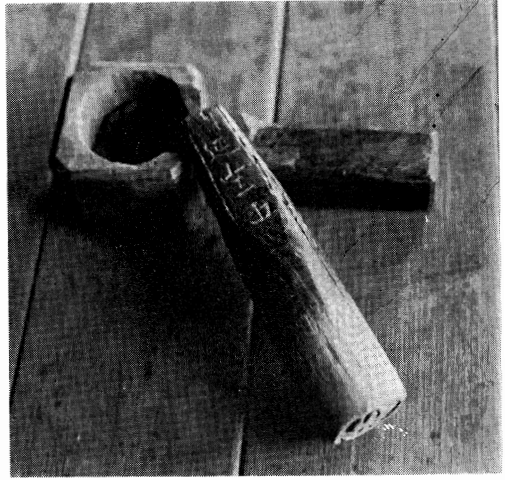


A-22 昭和19~20年(1944~5)の掛銭記録



A-23 最近の掛銭記録

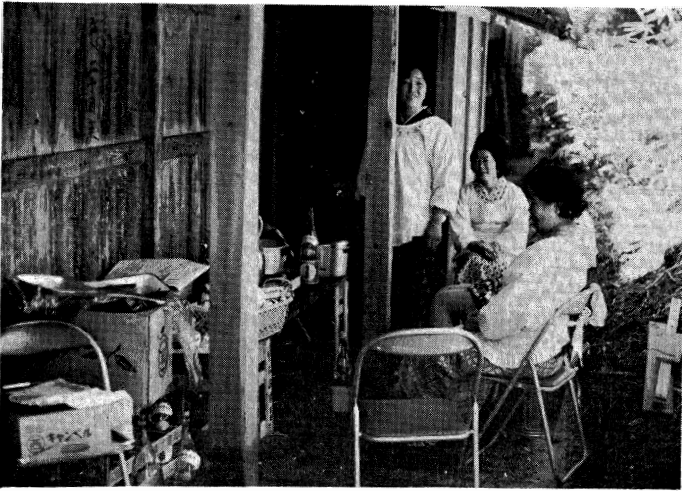
A-24 延宝5年(1677)の作製とみられる木印



A-25 幣ノ座の座小屋の鴨居と欄間



A-26 親座(手前)と姫座の座小屋



A-27 孫座の座小屋，裏手  
 出入口は表と裏の二つあるが、  
 裏手のこのつきだしの 部分は近年  
 設けたもの  
 撮影は秋祭の10月8日

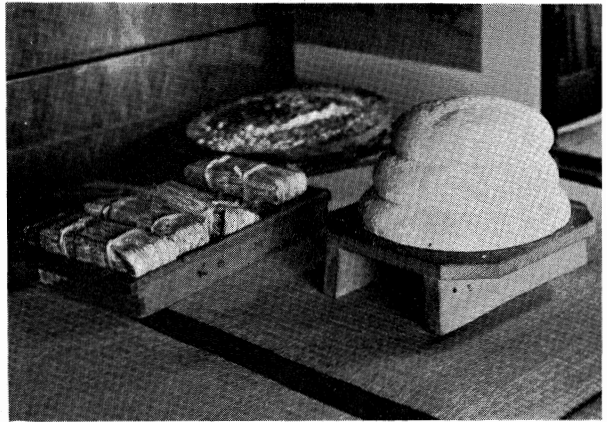


A-28 出ヶ座の座小屋，出入口は横手  
 撮影は秋祭の10月8日

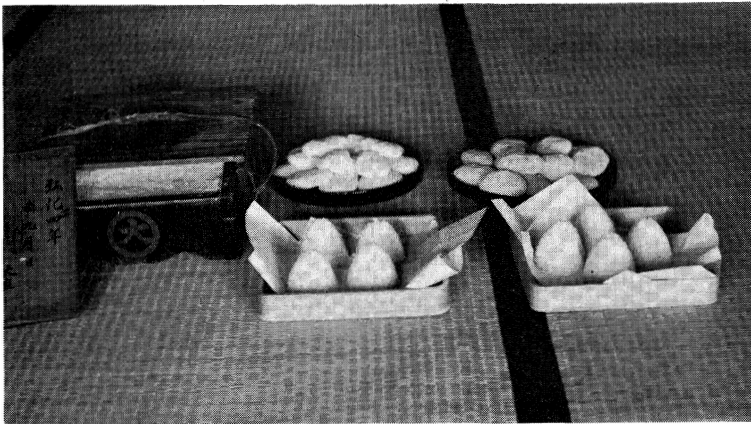


A-29 仙禪寺岩谷観音堂





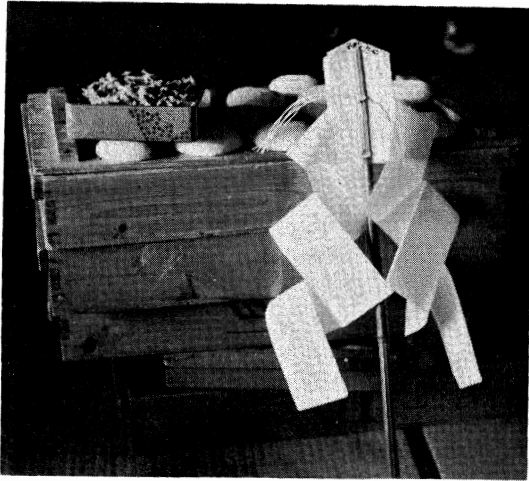
A-30 大餅一今年(1972)の大餅当番である大座の当家  
北田与三郎家でつきあげたもの



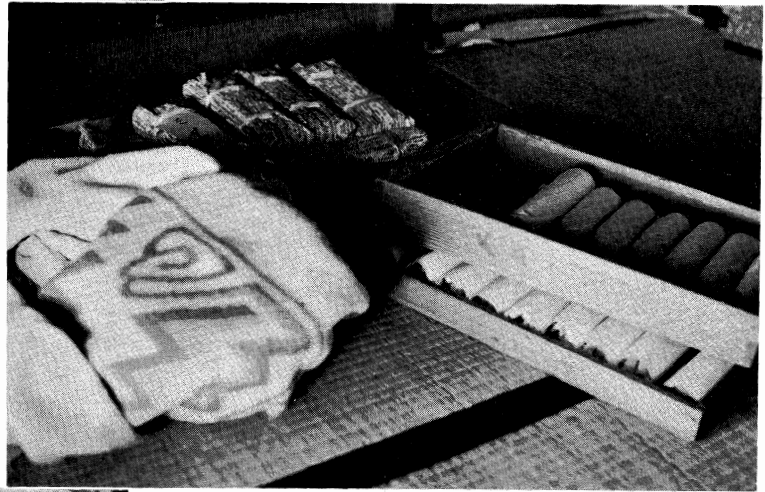
A-31 板重餅と小判餅, および御飯の御供物



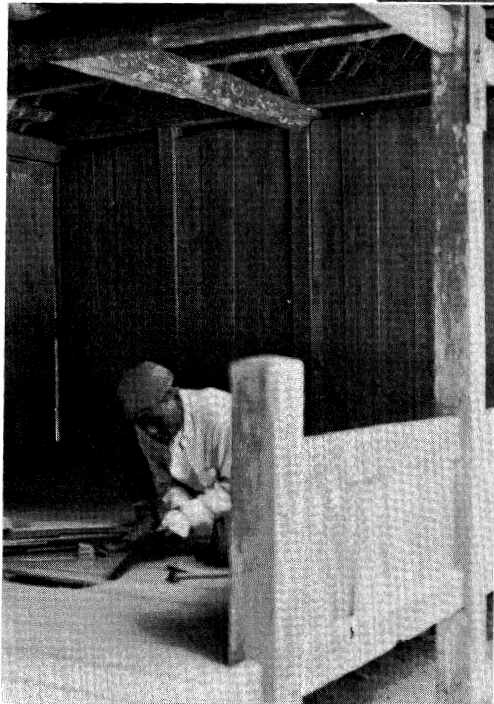
A-32 拝殿(舞台)に供えられた各座の御幣  
左から二番目が幣ノ座の御幣, この並び順は左から  
大・幣・親・姫・孫・出・今の各座となっている



A-33 御幣とクルミ牛蒡の重箱

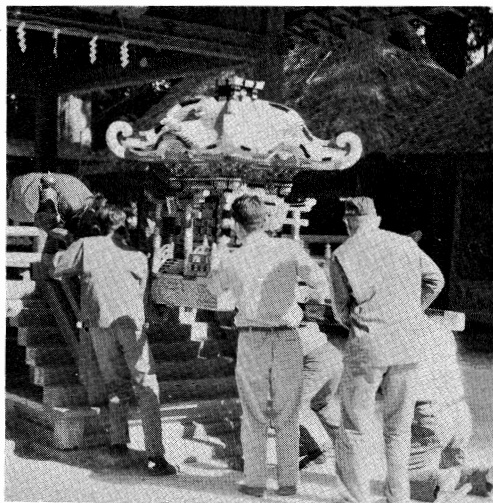


A-34 甘酒(左手の毛布にくるんだもの)  
と巻寿司の御馳走

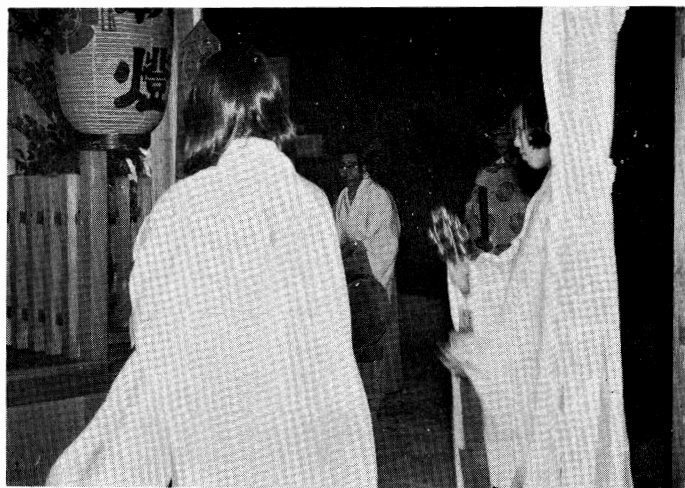


A-35 10月7日昼下り  
姫座の当家、服部忠夫氏が座小屋を掃除し  
床を修理しているところ

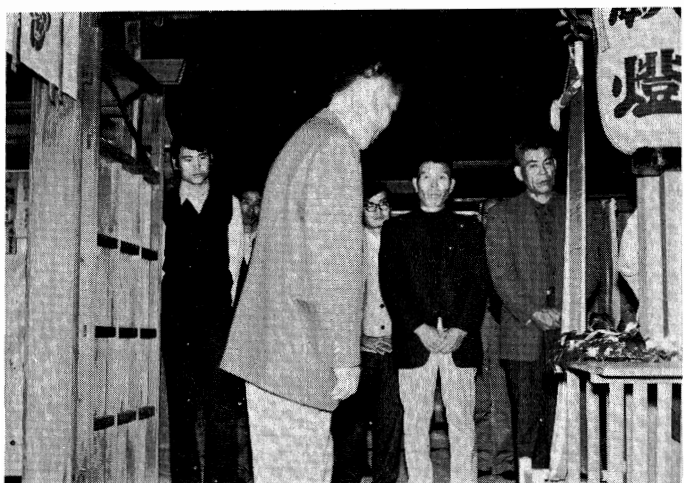
A-36 7日午後、倉から御神輿が引き出され、  
舞台の上に安置される



A-37 奉納する舞の稽古にはげむ巫子



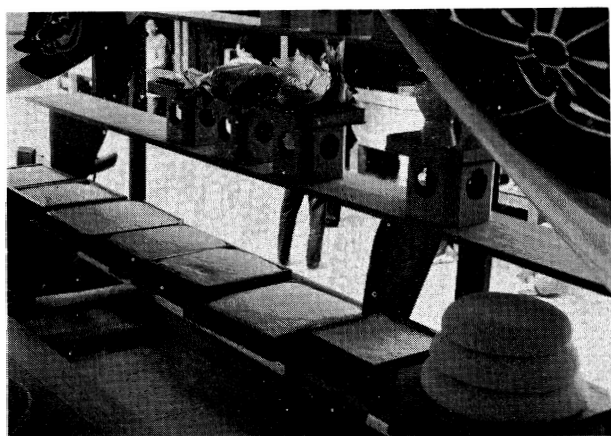
A-38 宵宮での巫子の舞



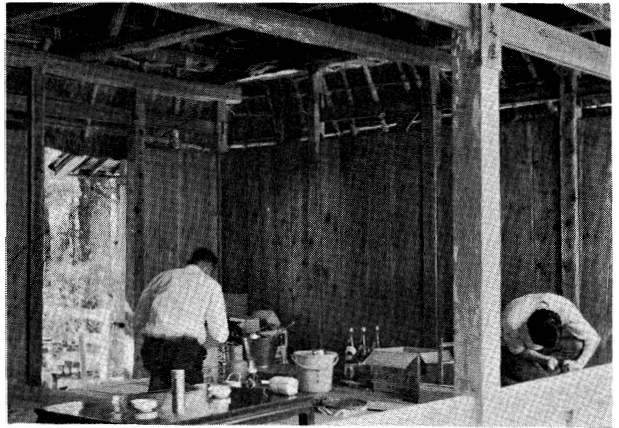
A-39 宵宮、各当家は順々に玉串奉献



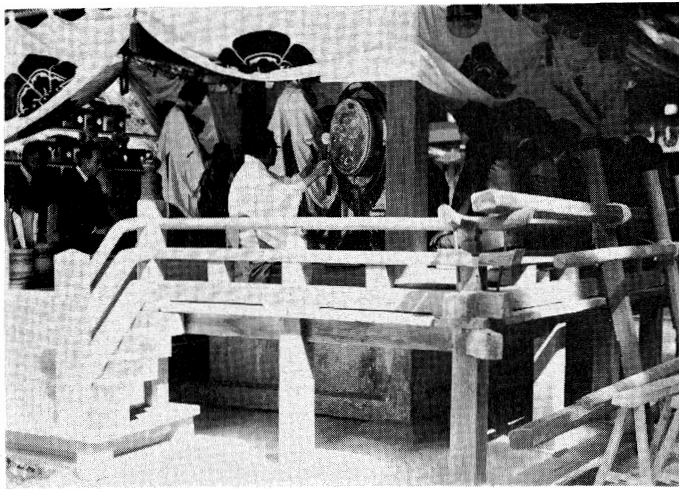
A-40 宵宮の直会(社務所で)



A-41 舞台の棚に供えられた神饌，御供



A-42 座小屋に直会のための準備万端がととのえられる  
(幣ノ座小屋で)



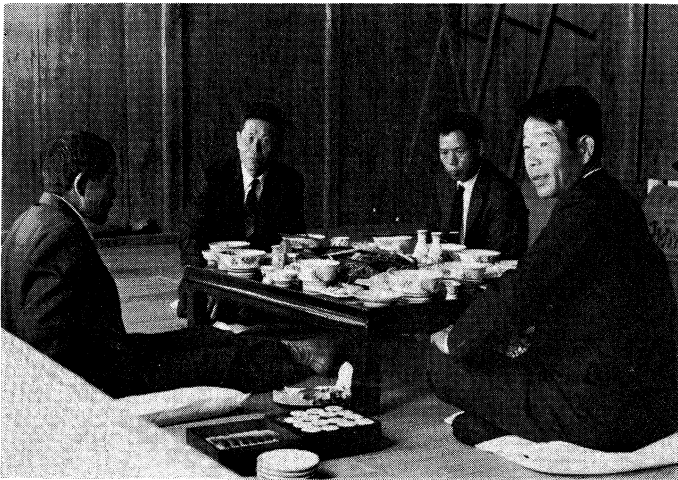
A-43 舞台上での儀式  
左手に列座するのは部落役員、右手は各座の当家



A-44 大座の直会



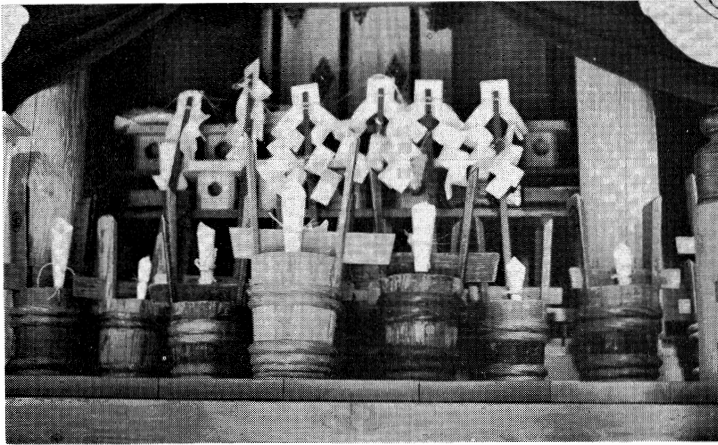
A-45 孫座の直会



A-46 幣ノ座の直会



A-47 舞台から本殿へ神饌，御供が手送りで移される



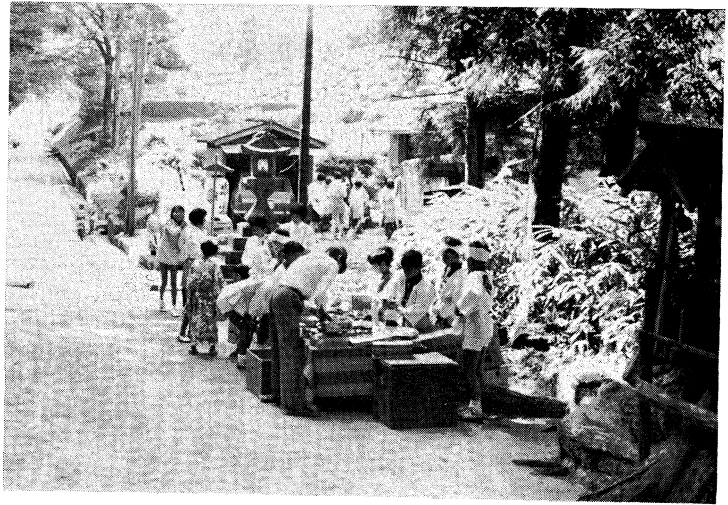
A-48 本殿の神前に奉置された御幣と神饌，御供



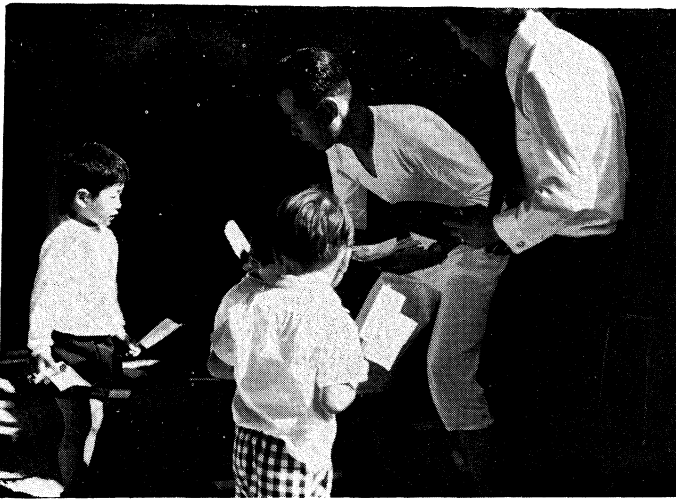
A-49 舞台の上で玉串奉献



A-50 本殿での神事儀礼も終了



A-51 参道の屋台にたむろする子供たち



A-52 餅撒き



A-53 奉納相撲に出る力士が白木綿の禪をしめるところ





A-54 奉納相撲, 本殿前の内庭で



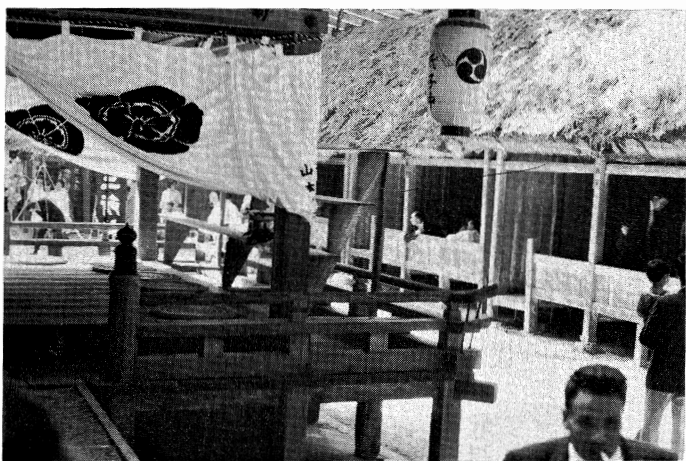
A-55 御神輿が若衆に担がれて出発



A-56 御神輿は参道をぬけて下朝宮へ



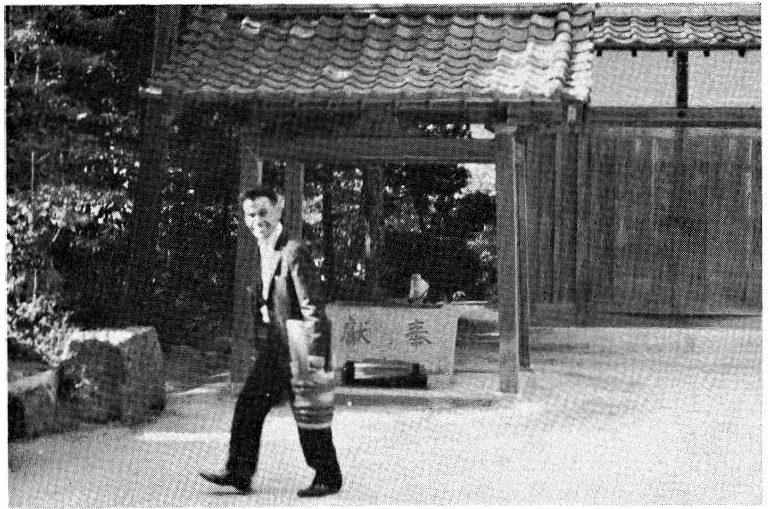
A-57 神主、部落役員などの行列が御神輿につづく



A-58 どの座小屋でも直会は終了



A-59 座員の大半は、ひきあげ、跡片付が始まる



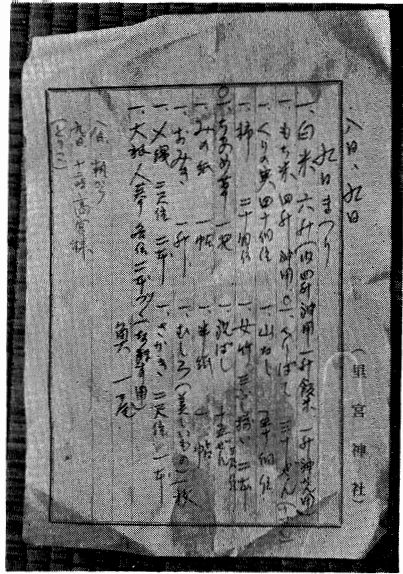
A-60 跡片付がすんで家路につく姫座の当家(A35を参照)



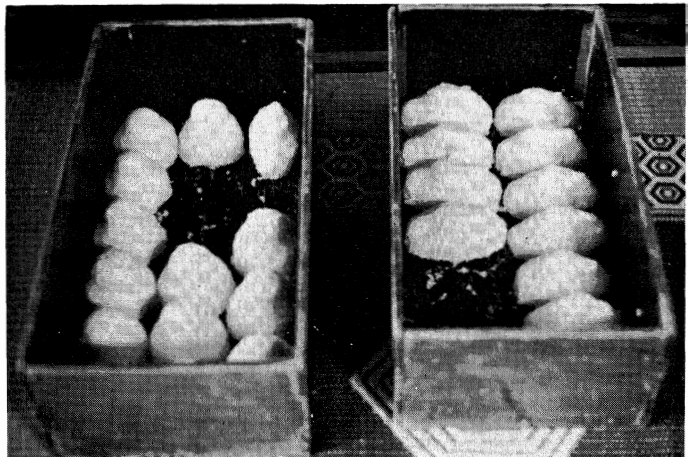
A-61 「当渡し」の儀礼(孫座で)



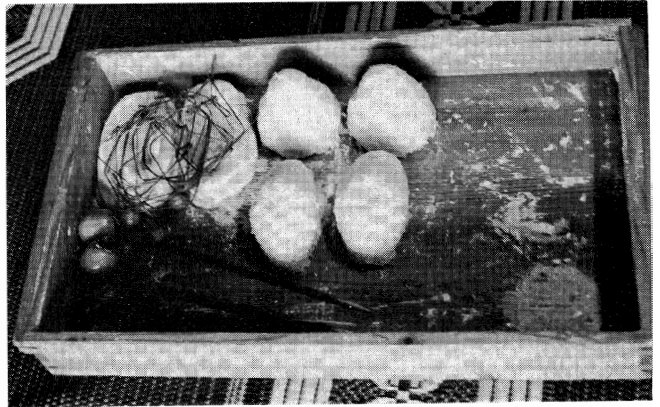
B-2 御幣と御神木の榊



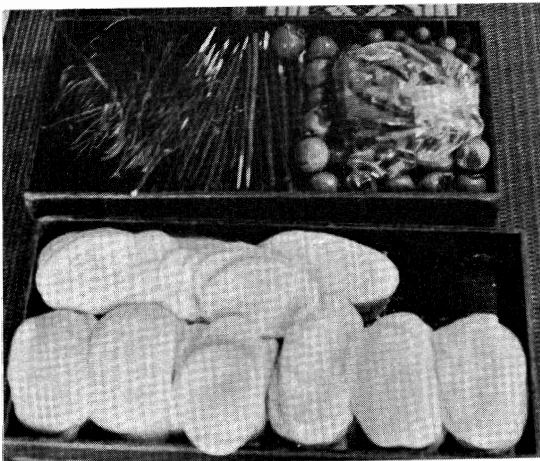
B-1 多羅尾「九日まつり」に当家で準備すべき品物のメモ



B-3 男ムスビと女ムスビ



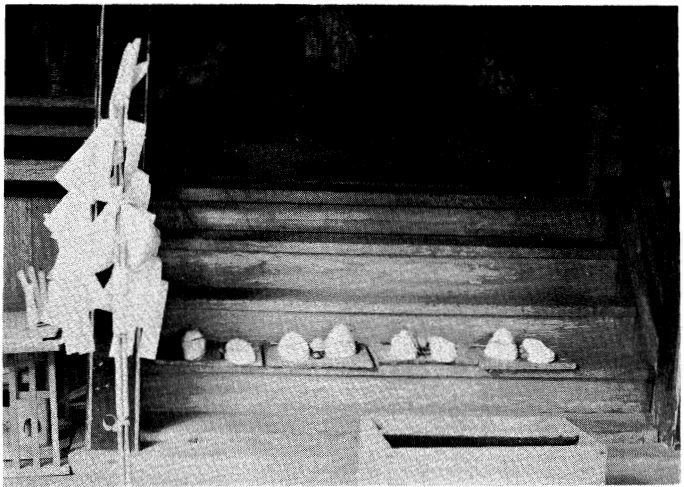
B-4 B-3と同じ



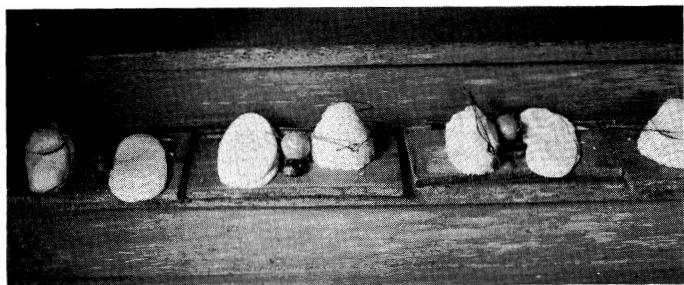
B-5 踏形餅と柿, 栗, 山梨, 及び栗の箸とちあめ草



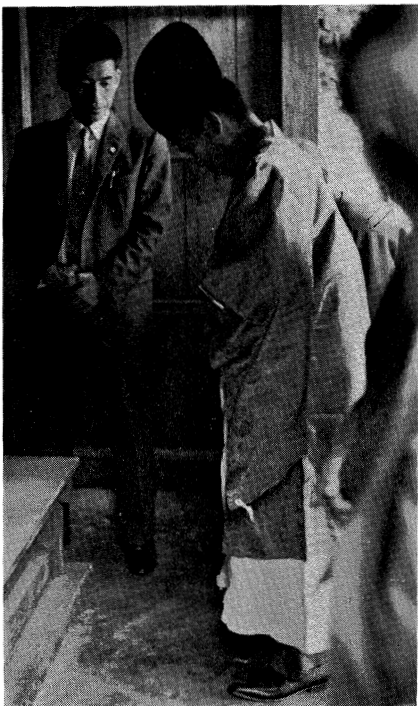
B-6 高宮さんの境内を清掃するトウリ, シデ, 宮守たち



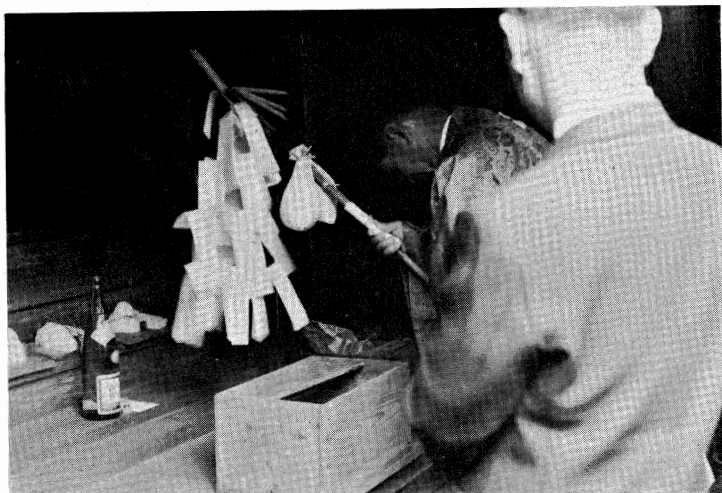
B-7 高宮の神前に供えられた神饌



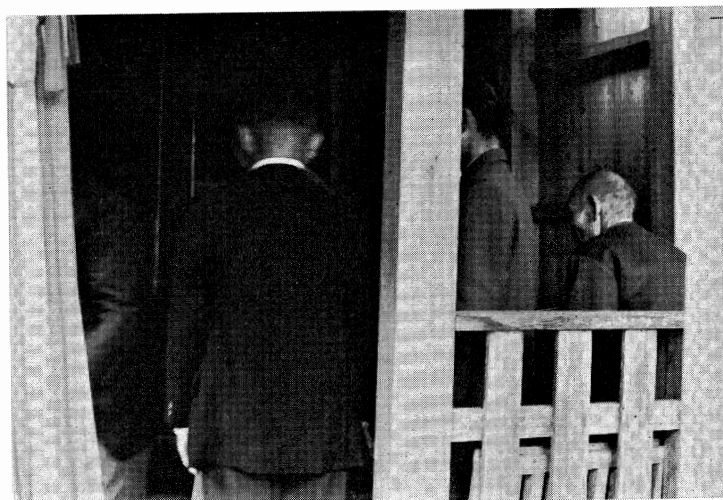
B-8 B-7と同じ



B-9 九日まつり 鳥帽子浄衣をまとう



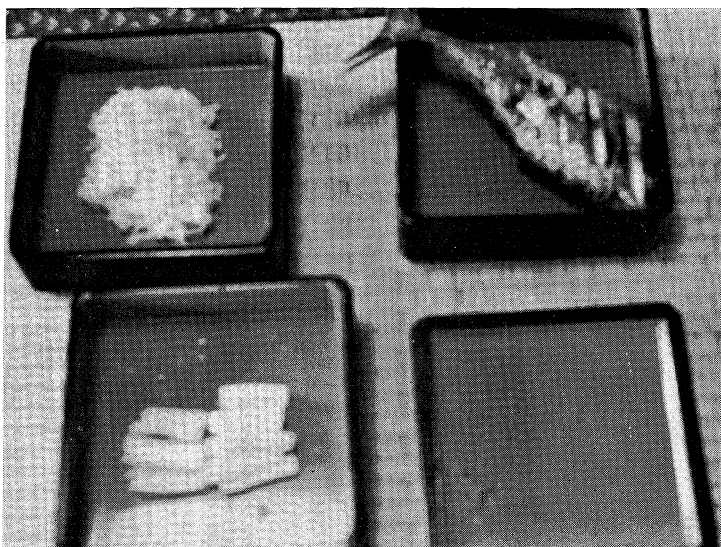
B-10 神前で御幣を振り参拝



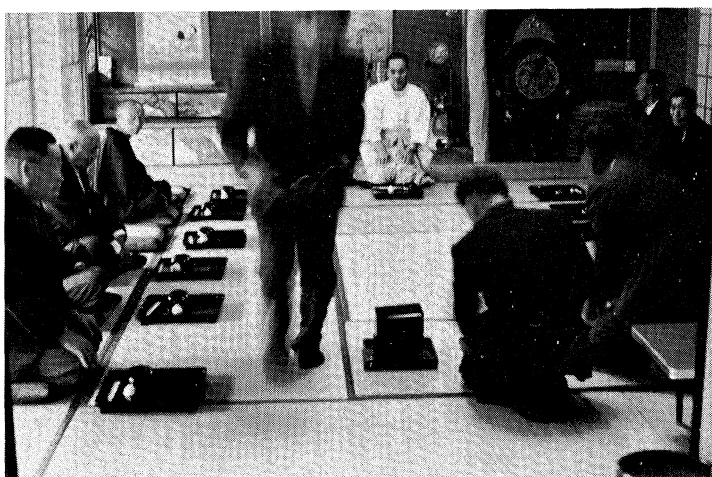
B-11 九日まつり列席の人々(高宮)



B-12 社務所での直会 御神酒を席順にいただく、注いでいるのは右座の宮守



B-13 神饌にした重箱の中味



B-14 席順に膳を持ち運び重箱の神饌をとりわけ

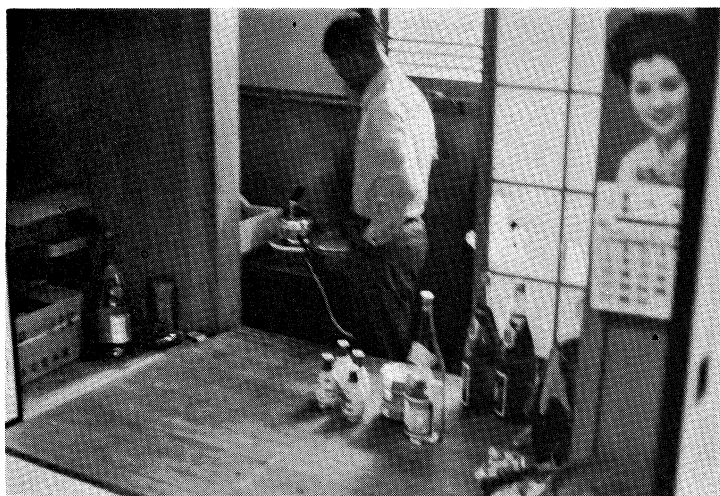


B-15 B-14と同じ、左右のシテがそれぞれの座掌衆の膳に席順に重箱から神饌をとりわけ





B-16 B-15と同じ



B-17 台所でお饅子のお燗をするトウリ



B-18 上位者から席順にお酌をするシデ



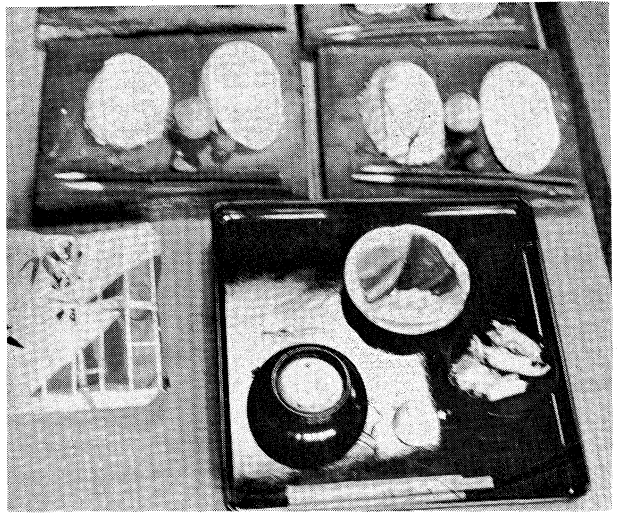
B-19 直会は和敬高雅のうちにたけなわとなる



B-20 B-19と同じ



B-21 B-19と同じ



B-22 飯盛、踏形餅などの一揃及び膳にとりわけられた神饌とお菜  
これらに折詰がつく



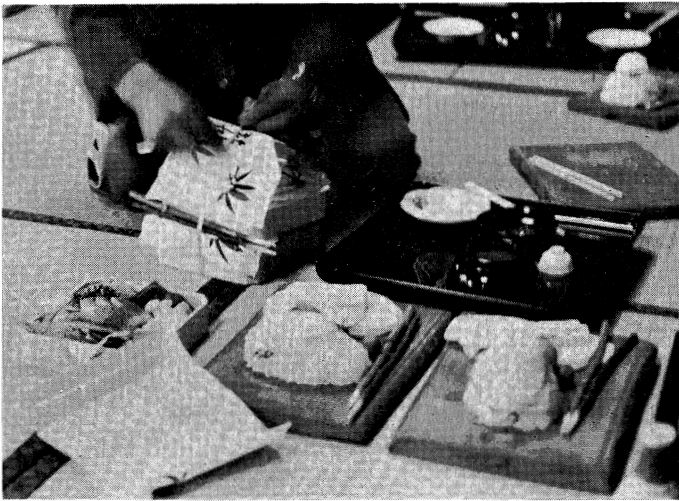
B-23 台所から汁椀を運ぶ



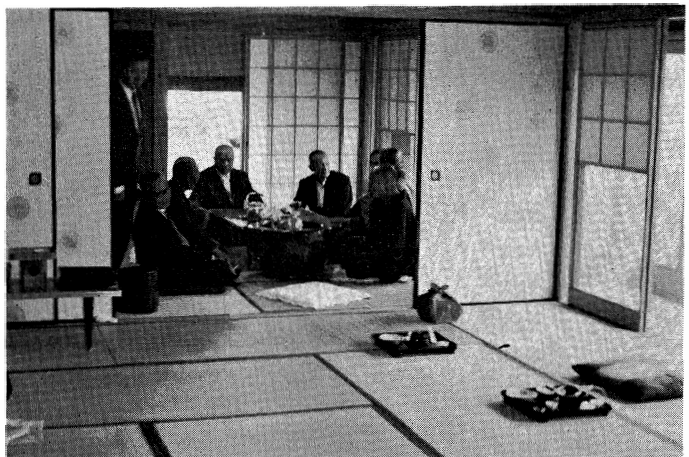
B-24 次の間で一休みするトウリ、シデたち



B-25 B-24と同じ



B-26 食べのこしの御馳走及び飯盛、踏形餅など  
一揃が持ち帰れるように包装される



B-27 直会がすんで次の間で休憩する座掌たち



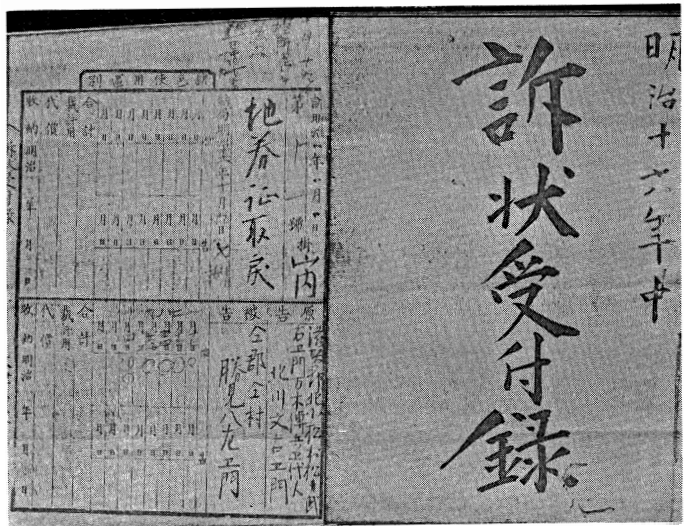
B-28 身仕度をととのえて帰途につく



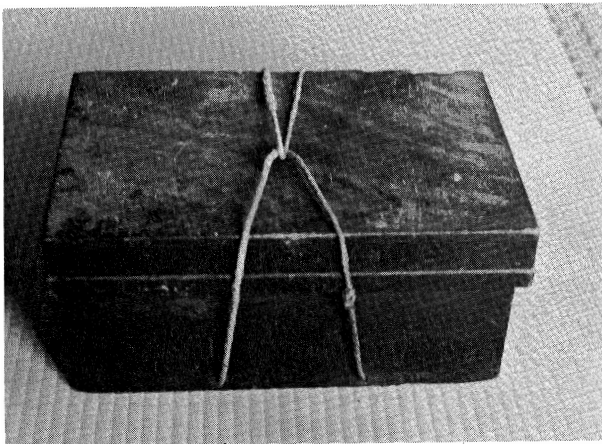
B-29 B-28と同じ



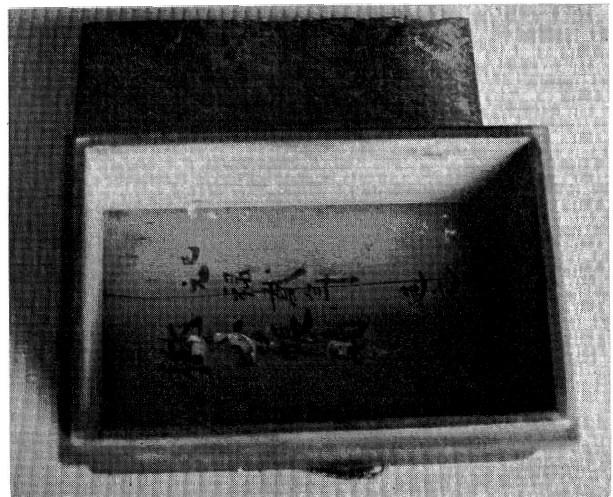
B-30 台所で跡片付をする左座のトウリ, 大井源三郎氏



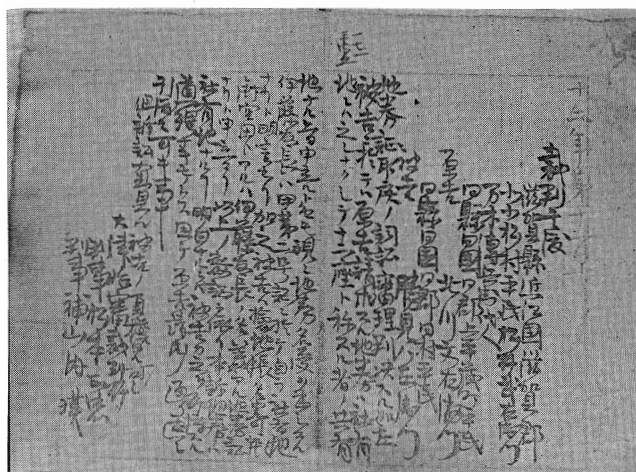
C-1 大津始審裁判所の明治16年訴状受付録



C-2 元禄2年(1689)につくられた帳箱(宮世話役付箱)



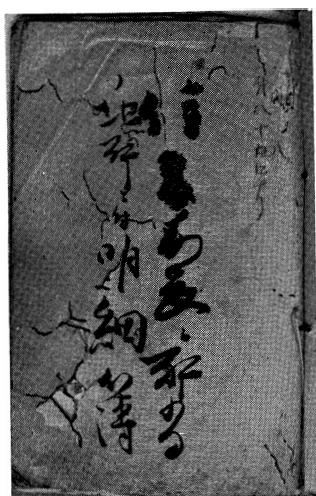
C-3 C-2の内書き



C-4 大津始審裁判所，明治16年第11号「地券証取戻裁判言渡」



C-5 伊藤友長に対する証人としての呼出状



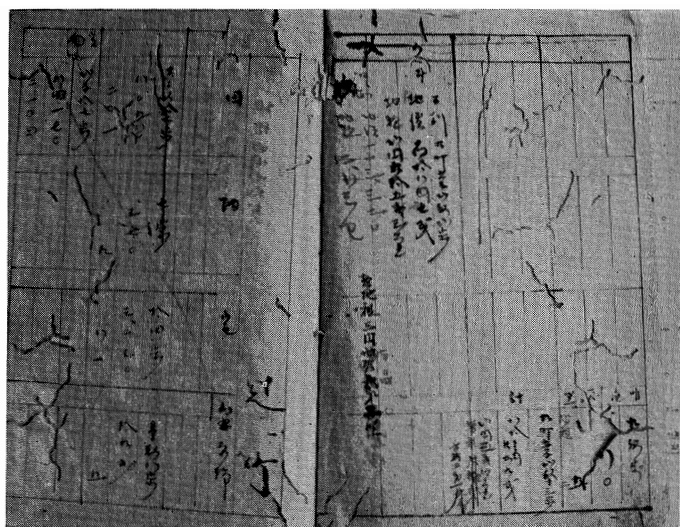
C-7 伊藤友長に租れる地租に付明細簿



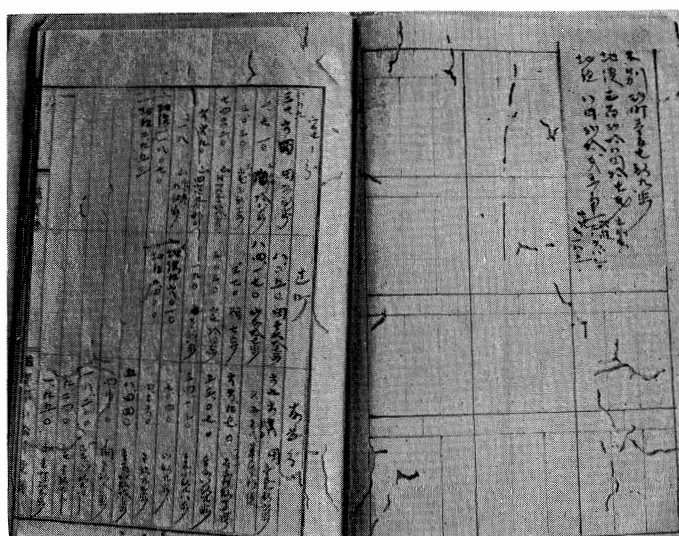
C-6 同じくC-5の送達書



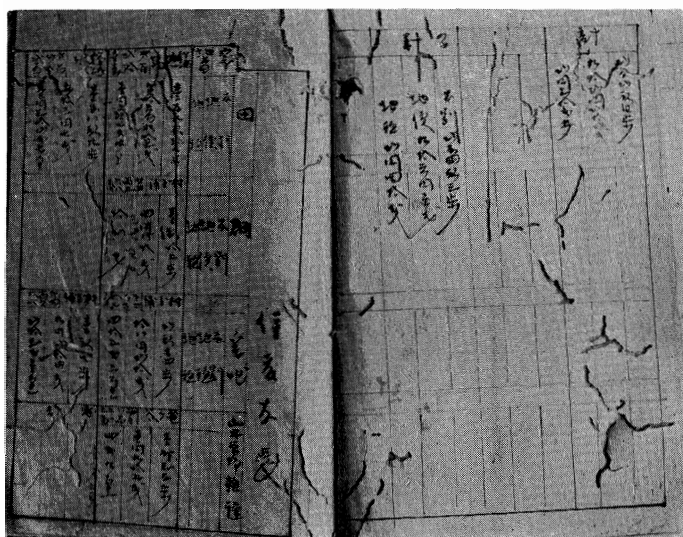
C-8 C-7の内容



C-9 C-8と同じ

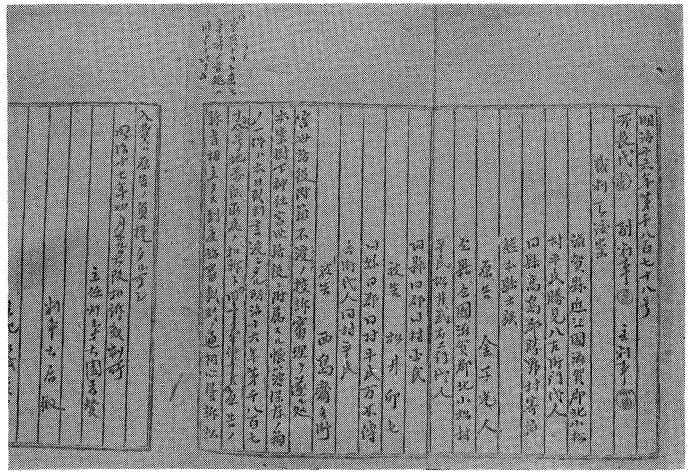


C-10 C-8と同じ

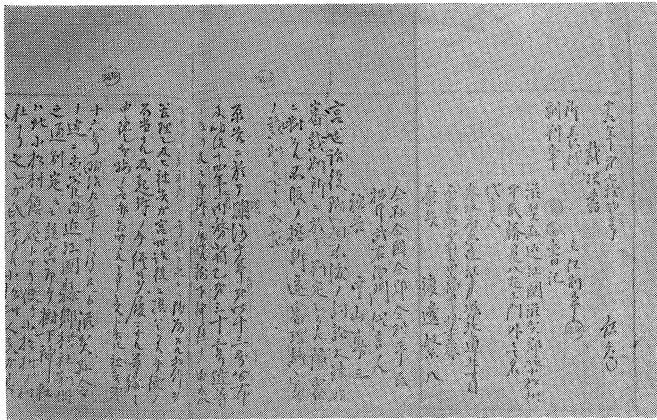


C-11 C-8と同じ

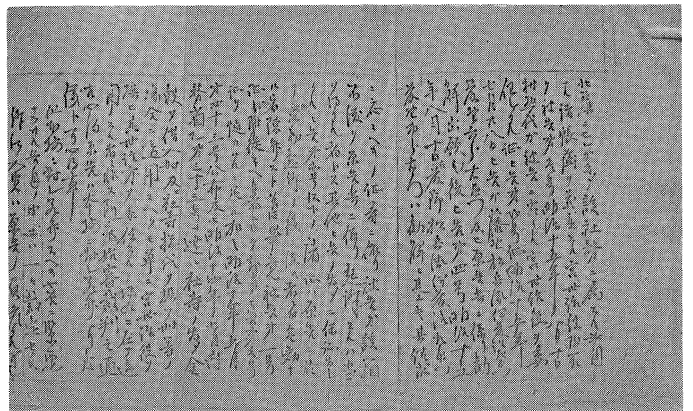




C-12 大阪控訴裁判所，明治16年第1878号裁判言渡案



C-13 大阪控訴裁判所，明治16年第72号裁決書



C-14 C-13につづく